

賀来考

賀来秀三

1 まえがき

賀来氏は豊後国大分郡賀来荘に始まるとされる大神姓氏族である。中世賀来荘を本貫とした豊後賀来氏は、柞原八幡宮文書によって、その出自を明確になし得たが、豊前賀来氏に就いては、この出自は明らかでない。そこで、地名賀来の発生をも含め、賀来氏の出自を検討してみた。

この検討にあたり、まず賀来に関係のおりそうな志料や史料の収集を行い、これらを検討して次のような仮説を設けた。

賀来荘の起源が、由原八幡宮を賀来社と言うようになった後とすれば、次の二通りの考え方ができる。

イ、阿南郷の東部を分離して賀来荘を作った時、この地の地頭が賀来氏を称した。そしてこの地頭の居所であった黒田里を賀来村（邑）と称した。

ロ、由原宮の大般若経修理田であった黒田里九坪付近を含む地域を賀来邑と称してから、ここに居を構えた地頭が賀来氏を称した。

後の考え方では、特に黒田里付近を、賀来邑と言い始めた理由が見出し得ない難点がある。これに対し、始めの考え方は、阿南郷の東部を領有した領家が、荘園となして、賀来社にあやかり賀来荘と称し、地方の有力者の中から下司職を任命した。下司職は田園の発達した黒田里の近くで、賀来荘の交通、経済の中心となる地に居を構え、賀来氏を称するようになった。やがてこの地は賀来地頭の居る村の意で、賀来村と言うようになった、と云うものである。この考え方は、二番目のものよりも、道理に適っているように思えるので、更に次のような推測を展開してみた。

賀来氏には、大神姓緒方氏系と見られる豊前に多い加来氏と、大神姓佐伯氏系で豊後に居た賀来氏とがある。後者は治承三年に、領家一条前左大将家より、賀来荘下司職として補任された佐伯三郎惟康の四男賀来四郎惟頼の子孫で、代々賀来荘の地頭職を勤める他、国主大友氏の配下となり、また由原宮大宮司をも勤めた。この子孫は、豊後、肥後、肥前等に多い賀来氏である。所謂豊後賀来氏の祖とされる佐伯三郎惟康は、源平戦の時、それまで賀来荘の下司職で有ったと推定される緒方氏が、豊前に転出した跡を継いだものと推定される。佐伯惟康と緒方惟栄とは従兄弟であるので、惟栄の弟である賀来五郎惟興と賀来惟頼とは、一世代の開きがあり、時代的には合致する。大神姓系図には、惟興は賀来五郎豊前仲島城主とある。賀来を氏名とする故、住所賀来の地名を氏名としたことは明らかである。それで当時豊後に勢力を持っていた惟栄を助けて、賀来荘の下司職の代理として賀来村に居を構え、初めて賀来氏を称したと考えることができる。

以上が、これまでに検討して得た概要であるが、これらのことを裏づける史料や歴史的

背景を加えて、更に検討を進めて見よう。

2 地名賀来

地名賀来は豊後大分郡賀来荘にあつて、現在は大分市大字賀来にある。賀来荘は、大分郡阿南郷より別れて出来た、平安末期～戦国期に見える荘園名である。賀来荘に柚原八幡宮があり、この直轄荘として栄えたが、千代丸古墳や古代条里遺跡もあつて、かなり早くから開発されていた処である。この地名賀来の発生と賀来氏の発生とは、ほぼ同時期であり、何らかの関係があるものと推測される。そこで、地誌や史料等に出てくる地名賀来について検討した。

2-1 地誌に出て来る賀来

地誌には豊後風土記、倭名抄、豊後国志、大分郡志等多くのものがある。

最も古い豊後風土記は、和銅六年（713）の選上である。これには、

「大分の郡 郷は九所、里は廿五、駅は一所 烽は一所 寺は二所なり一は僧寺 一は尼寺なり」

とあつて、郷名、里名は示されていない。寺は古国府にあつた旧国分寺とされている。

倭名類聚抄は承平七年（937）の作で、この豊後国には、大分郡の郷名が示されている。

「阿南 植田 津守 荏隈 判太 跡部 武蔵 笠租 笠和 神前」

このうち、武蔵は国東郡からの混入と考えられているから、九郷となり、風土記と一致する。従つて、この頃にはまだ賀来荘は無かつた。しかし賀来邑の有無は不明である。

弘安八年（1285）の豊後図田帳には、つぎの六荘三郷を載せている。

「植田荘、戸次荘、高田荘、賀来荘、阿南荘、津守荘、荏隈郷、判太郷、笠和郷」

平安末期から荘園が出来、まず阿南郷の東部が賀来荘として分離し、鎌倉期にいと、残部も阿南荘となった。

大日本史は明暦三年(1657) 徳川光国の編さん開始になるもので、志三大分郡には、

「云々、郡郷八、阿南云々、弘安中、曰阿南荘、有賀来荘、今賀来郷属稟村三十四、賀来惟永居此」

とある。徳川時代に入ると、荘園は廃止されて、全て郷となり、賀来郷は三十四村からなるという。

享和三年(1803)に出来た豊後国志には、賀来郷三十四村の名前を掲げているが、賀来荘は、これよりも範囲が狭くて、その最盛期には、旧阿南郷の内、由原、金谷迫、高崎、宮苑、東院、野田、平横瀬、国分、中尾、賀来の十村と、笠和郷の大山、生石の二村、植田郷中の小野津留村及び荏隈郷中の永興村の一部から成る十四村で在つたと見られる。

豊後風土記解は豊後国志を書いた唐橋世濟の作で、箋釈豊後風土記とも言い、高坂駅の所で、「兵部省式曰、大分置伝馬五疋駅、箋釈云、駅今廃為村、在賀来郷、云々」

とあるが、兵部省式には賀来郷の名はないので、「今」とは享和～文化の頃であろう。

弘安8年の豊後図田帳には、

「由原宮御神領 二百四十六町余」
「賀来莊 二百三十町 本莊 二百町 領家一条前左大将家室家
地頭職御家人賀来五郎惟永法名願蓮
平丸名三十町 領家山法師備後僧都幸秀
地頭 同前 」

とあり、由原宮の御神領の大部分は、賀来莊内に在ったものと思われる。

しかし、以上からは、地名賀来の出現の時期と事由を特定することは困難である。

2-2 由原八幡宮縁起

縁起類は、歴史的には信頼性の少ないものであるが、由原八幡宮縁起には、時代と共に書き替えられた種々のものが在る。これらの古記録や社記の作成時代は、明らかでないため、その当時に既に賀来の地名が有ったか否かは疑問であるが、その変化の状況から、有る程度、地名の発生時期を推測出来るかも知れない。

1 まず、最も有名な由原八幡宮縁起下（群書類従、古事類苑所収）から示す。以下注目される地名の所には横線を入れて示した。

「天長四年丁未十月五日、比叡山延暦寺の聖人金亀和尚、宇佐宮に参詣し、一千日参籠の間、一乗妙典を読誦、西部秘法を勤行、威光を仰ぎ奉つり、同歳庚戌三月三日寅の刻、示現を蒙り称す「吾は跡を豊後の国に垂れんと欲す、其の驗有るべし云々」と。同年七月七日、豊後国賀来村、大なる楠の木の下、大菩薩の御初衣御襦袢二尺ばかり飛び昇り給う。其の形は八足の白皇幡なり。金亀和尚は件の木の本に大菩薩を崇め奉つり、奏聞を経しむ。即ち右大臣夏野は敷命を奉じ、件の国司大江の宇久をして承和三年に宝殿を造立せしめ、新所を寄進し奉る。（以下略）。賀来の宮是なり」

とある。この縁起によれば、承和三年(836)には既に賀来村が在り、賀来宮と言われて居たことになる。このことは柞原八幡宮文書等とは大きく異なったものとなっている。

この縁起には、「右豊後国由原八幡垂跡之縁起。

書者土佐将監。詞書者一品尊珍親王之真跡無疑者也。

于時貞享二年乙丑九月十五日

山口十太夫正致拝写」

との記載がおる。尊珍親王は後宇陀院の弟の恒明親王（一品式部卿）の子であるので、1310年前後の書であると考えられ、この時代には当然既に地名賀来は存在していた。

2 雉城雑誌十所収の由原八幡宮古記録

「今の御社ハ人皇五十三代淳和天皇、天長四年丁未十月五日比叡山横川領飯室谷金亀坊ノ院主法蓮和尚（用明帝ノ御子、承和中世 寿三百余歳ニシテ、豊前国高並村ニ葬 世俗金亀和尚ト号ス） 豊前宇佐宮ニ一千日ノ間、一乗妙典ヲ誦シ、金胎両部ノ法ヲ修行シ、二世悉知ヲ祈玉フ。同七庚戌年三月三日八幡大寺託シテ曰、我豊後国ニ由アル広原之山アリ。其地ニ跡ヲ垂ントス。（由ハ柞原ト号、今由原宮ト云）、其縁也。必靈驗アルベシ。汝国ニ至リ神祠ヲ造立シ、勤行スベトノ玉フ。和尚即チ空鉢ノ法ヲ修行シテ云、神明因縁ノ

アラン地ニ留ルベシト呪願シテ、擲玉フニ、其始テ止ル地ヲ来鉢邑ト云。時ニ、老翁来告テ曰、是ヨリ丑寅ニ当テ靈地アリ。金刺ノ宮ヨリ当山ニ登テ、普賢延命ノ菩薩ヲ親ク拝シ、其尊像ヲ彫刻安置シテ、再興ノ人ヲ待テ去玉フ。早ク此所ニ神靈ヲ仰ベシト云終テ失セヌ。和尚礼拝シテ、再ビ空鉢ヲ飛バスルニ、此地ヨリ五十余丁ニシテ止ル。(此所ヲ賀来邑ト号)。和尚大菩薩ヲ祈念シ、猶深ク、靈驗ノ地ヲ求玉フニ、茂林鬱々タル高山アリ。其中ニ大ナル豫楠木ノ梢ニ八流ノ白幡羅レリ。和尚神勅大師ノ先見、老翁ノ告空シカラザルヲ感仰シ、即樹傍に神祠ヲ造立シ奉ル。今。(古宮ト云地是也)。其夜大菩薩示現シ玉テ、御歌「谷ハハツ岑ハ九ツ戸ハーツ、四極ノ山ノ蔭ニコソ住メ」。

此由、鳳闕ニ奏聞シ玉フニ、叡感斜ナラズ。右大臣清原夏野卿勅ヲ奉ジテ国司大江朝臣宇久ニ命ジテ、新祠ヲ造立シ玉フ。時ニ承和三年四月八日一山震動シ、一夜ノ内ニ平地トナリ、三十三ヶ処ノ礎ヲ生ズ。(即。三十三年目造宮之旧例也) たぎ津姫ノ命ノ本宮ト一処ニシテ、仲哀神功ノ二皇ヲ届請シ、柞原八幡宮ト崇メ奉リ、二葉山高嶺ニ遷シ奉リ、鎮西第二ノ宗廟当国一ノ宮西寒多神社ト號シ、其餘ノ摂社仏堂、凡テ百二十餘宇、年中七十餘度ノ神祭、今ニ怠慢無シ云々

*註 法蓮：飛鳥奈良時代の修験者、豊前宇佐の豪族宇佐氏、703年云々、彦山靈仙寺の開山、(続日本書紀八。彦山流記)。とあり、金亀和尚には不明な点が多い。

伝教：最澄で平安初期、日本天台宗の開祖、神護景雲(763)～弘仁十三年(822)、根本大師、山家大師、叡山大師、(日本後紀、叡山大師伝、元享釈書。本朝高僧伝！

3 雉城雑誌十一所収の「金亀和尚伝」に次の文がある。

「和尚権現、来鉢村。由原山の宮師、金亀和尚を祭る。云々。」来鉢は元楠村と称す。又、「豊後国志曰、善鳴録曰。釈金亀和州人。薙染之後。如江州彦根。才結草廬。久修止觀。時人指其地。称金亀山。爾後登叡山。居横川。性喜明爽。暇棄世絆。天長年年冬。詣宇佐神宮。至心發願曰。我蒙神之光庇。広濟澆末群生。因誦称法華。剋期以一千日。遂至七年七月七日黎明。神殿声曰。我欲垂迹于豊之由原山 (作後作由。) 汝其往矣。龜乃到彼矚之。有八白幡懸于楠梢。因就其処。新築祠壇。頃之上表。聞朝廷。承和帝詔右大臣清夏野公。下豊州。勅国守大江宇久。經營宝殿。」

とある。次の善鳴録にも同様文あり豊後州柞原山とあり、(脱字ヶ所は補充した)。

4 太宰管内志所収の柞原八幡宮縁起。「豊鐘善鳴録五卷」に、

「釈金亀ハ和州人也云々 天長四年冬詣宇佐神宮 至心發願曰我蒙神之光庇 広濟澆末ノ群生因誦誦法華 剋期以一千日 遂至七年七月七日黎明 神殿声曰我欲垂迹 于豊後州柞原山 柞後作由 汝其往矣龜乃到彼珊之有 八白幡懸于楠梢 因就其処新築祠壇 頃之上表聞朝廷 承和帝詔。 右大臣清夏野公 下豊州勅 国守大江宇久 經營宝宮 兼賜龜和尚位 旌其德也龜長伝神 嘗画菅神像 置諸柞原祠 長元五年春初宇佐榮興寺主快位拾之後園 以為靈珍乃造祠奉之榮興寺即今心乗坊也 後迄康元始年五月末 像放異光 幾耀界内歴七夜 而止宇佐緇徒于 今称龜之非常‘焉’以下略」 (脱字補充)

5 太宰管内志所収の柞原八幡宮縁起。「柞原八幡社記略」曰、

「延歴寺ノ僧金亀和尚（大和国ノ人）詣豊前国宇佐宮 読経一千日、至天長七年七月七日、有神託、於柞原山見奇瑞、依是国司大江朝臣宇久奏 聞奇瑞ノ由、即承和ノ帝詔清原朝臣夏野 以勅旨伝国司宇久、令造宝殿給、自此時至承和嘉祥後、猶有奉幣儀云々」以下略。

6 太宰管内志所収、九州軍記中の柿原八幡宮縁起。

「天長四年叡山延歴寺ノ金亀和尚豊前宇佐宮に一千日参籠して、妙典秘法を勤行て靈感を仰ぐに、其御貌八ノ白幡と顕れて、豊後大分郡賀来莊なる楠木に飛懸り給ふ、故にそこを宮地に定めて、同郡阿南莊倉木山より材木を伐取て、神殿を造る。同年七月七日ノ夜戌刻に、星倉木山に下る事あり、其光二葉山より倉木山につづきて、照輝くこと白日に異ならず、夫より彼処を星岳と云、其星を祭て、高岡山妙見大菩薩とす、云々」以下略。

1の縁起が書かれた1310年の時代には既に地名賀来は存在していた。ところが、3、4の豊鐘善鳴録に出ている縁起には、賀来村、賀来宮の名は現れず、縁起の最も古い形態を示しているように思われる。また、5の柞原八幡社記略では、由原宮とせず柞原宮としていることから、より古い記録を伝承しているようにも受け取れる。

この後に書かれた縁起には、其の時代に使用されていた地名が使われているように見える。即ち、2の九州軍記では、大分郡賀来莊、阿南莊倉木山の地名が出ており、阿南郷も莊園となった時代に書かれたものであることを示している。次に示す豊薩軍記の「由原八幡宮祭礼之事」に出て来る縁起では、豊後国大分郡賀来庄、阿南庄倉木山となつて、庄の字が使われている。

「抑由原山一宮賀来ノ社ト申ケル由来ヲタヅネ考ルニ、人王五十三代淳和天皇ノ御宇天長四年ニ、比叡山延歴寺ノ和尚、豊前宇佐宮ニ一千日参籠アリテ、妙典秘法ヲ勤行シ、礼感ヲ仰ギ奉ラレケル処、靈驗新タニシテ、其状八旒ノ白幡 ト現ジ、豊後国大分郡賀来ノ庄ノ楠ニ掛ラセ給フ云々、大分郡阿南庄倉木山云々」 と見える。

また次の豊後史蹟考所載の縁起には、当国加来郷とある。

「柞原八幡社 賀来郷由原山中に在り明治三年ニ県社に列らる、祭神は仲哀天皇応神天皇神功皇后の三神霊なり、社記を按ずるに淳和天皇天長四年十月、延歴寺の僧金亀、豊前宇佐宮に参籠し、神託の瑞に随つて当国加来郷に來たり、云々」

同様に、豊後国志所収の由原八幡祠縁起では、賀来郷に書き替えられている。

【豊後国志】由原八幡祠「在賀来郷由原山中、社記曰く、淳和天皇天長四年十月、延歴寺僧金亀和尚、詣于豊前宇佐祠、誦経勤行、有神託之感、乃來此郡賀来郷、云々」

とあり、ここでは莊園を廃して、全て郷と為した時代の、表現になっている。このように、後世の縁起には、その時代に理解されやすい様に、その当時に使用されていた地域名を用いたことがわかる。従つて、縁起に出て来る金亀和尚の時代には、賀来の地名は無かつたと考えうる。2に示したように、雉城雑誌には、由原社の社記、古記等を要記したものがあつた。これは、以上に示した縁起類の原本に近いと見られ、より具体的で詳細に述べてあるが、これに出てくる地名には、豊後国に由ある広原の地、霊地、当山、四極山、二葉山等と在つて、地名賀来は出て來ない。ただ注記に賀来邑とあるが、邑は里が村となる

前の表現であるから、この注記自体もやや古い時代のものと言いうるであろう。

2-3 賀来の読み方

地名賀来はカクと読む。豊後国大分郡に賀来荘賀来村あり、この地を本貫として賀来氏が生じた。この地名賀来の読み方に就いて種々検討してみることとする。

萬葉仮名では、賀はカまたはガと読み、中世以後はガと読み、力には専ら加を用いた。地名、氏名には賀を力と読むものが尚かなりある。式、和名抄、大日本史志及び姓氏家系大辞典によると、次のように多くの名が見出される。

- | | | | |
|-----|-----------------------------|-----|--------------------------------|
| ・賀江 | 土佐の豪族にあり | ・賀我 | 賀我国造（国造本紀） |
| ・賀来 | 豊後大分郡賀来荘 | ・賀美 | 武蔵国賀美郡 |
| ・賀茂 | 大和国葛上郡を始め全国に郡名
郷名多し、鴨に通ず | ・賀取 | 尾州にこの氏あり |
| ・賀夜 | 備中賀夜郡（式、抄）後賀陽郡 | ・賀禰 | 越後魚沼郡賀禰郷あり |
| ・賀谷 | 丹波に賀谷庄 | ・賀屋 | 播磨国飾磨郡賀屋庄、後加屋 |
| ・賀露 | 鳥取市の地名 | ・賀和 | 美作国苫東郡賀和郷 |
| ・賀集 | 淡路国三原郡賀集郷 | ・賀志 | 対馬国下県郡与良郷賀志村 |
| ・賀濊 | 肥前佐賀郡に賀瀬氏（盛衰記） | ・賀島 | 上野国に賀島氏（東鑑） |
| ・賀地 | 越後国沼垂郡賀地郷 | ・賀太 | 伊勢国海部郡賀太郷 |
| ・賀野 | 尾張国中島郡賀野御厠 | ・賀都 | 但馬国朝来郡賀都庄 |
| ・那賀 | 紀伊国那賀郡 | ・賀美 | 山城宇治郡、大和葛下郡他に郷有
後加美郷、加美氏となる |

以上のほか、賀川・賀元・賀留美・賀田等の氏名あり、後に賀→加となるものもあり。

来は万葉仮名では、クまたはキと読む。賀来と同様にクと読む場合を拾うと、

- | | | | |
|-----|------------------------|-----|---------------|
| ・高来 | 相模大住郡、豊前京都郡等に
高来郷あり | ・田来 | 筑前那珂郡田来郷 |
| ・富来 | 豊後国東郡富来邑 | ・戸来 | 陸奥五戸の豪族に戸来氏あり |
| | | ・古来 | 正倉院天平十三年文書にあり |

この外に勝来、飛来などあれど、来の例は少ない。後に来→久となるものあり。

賀茂は非常に古い名で、鴨とも書かれる。秀真伝によると、大型船の亀船、櫂を使った中型船を鴨船及び多くの櫓を用いた高速の鰐船の三種の軍船が在ったと云う。この鴨船を考案したのが波堤祇命で、その子鴨建祇命は河合神と称され、賀茂神として鴨部、賀茂部によって祭られてきた。古代では船による河川海洋の交通は重要であり、賀茂神を祭り賀茂部の居た所に賀茂と云う地名を残した。

しかし、賀来の語源はまだ見出し得ていない。

賀来や加来の地名は、大分市大字賀来以外にも、二三ある。中津市大字加来は、大畑城賀来安芸守統直の一族の住所から出た地名で、元は賀来村と言った。この子孫は安心院町田代に住し、小字加来の地名を残している。また旧博多駅前通りの南側に、賀来町があった記憶がある。恐らくここも賀来氏の居た処であろう。この他に、別府市実相寺山の西に加来殿山がある。この付近は、慶長五年九月十三日、大友義統が黒田如水と石垣原の決

戦を行った処で、「軍記略」に「云々既一陣、押ニ寄于速見軍石垣原、登実相寺山ノ西加来殿山而取陣。次竹中氏、於犬ノ馬場取陣云々」とある。貝原篤信の「豊国紀行」に「是によって云々、松井有吉と共に先陣として大友と戦んため、実相寺山の西加来殿山に打あかりしてしばらく陣をとる、立石の方向に打向、此山は実相寺山にはつづかず、はなれたる山なり、実相寺山との間七八十間ばかりあり、その間を犬の馬場と云。鉄輪村にゆく道有云々、大友方の侍大将吉弘が勢に押立られ、実相寺山と加来殿の山の間犬の馬場まで引退く云々」と見える。太宰府管内志には加来殿を香来殿と書いている。この間道は、賀来荘より鉄輪を通り、安心院、宇佐に通ずる主要道沿であり、沿線に温泉のあることからして、賀来殿山は賀来氏の所有した山であったかもしれない。

軍記類には賀来を香来、香久、角や覚としたものを見るが、カクの当字である。九州軍記に、築城郡宇留津の城主覚ノ新外記、軍記略に築城郡宇留津城将香来源助景勝、大将香来与二郎など見えたり。加来は豊前地方に多いが、賀来から転じたものである。

2-4 柞原八幡宮文書

柞原八幡宮には、賀来荘に関係した貴重な古文書を蔵し、柞原八幡宮文書としてまとめられている。また九州荘園史料叢書として豊後国賀来荘史料があり、これらの中には、賀来荘内の地名が出ていて、地名賀来の発生を検討する上で、重要な史料となっている。

(1 1139年 黒田里)

保延五年八月 平丸郡司藤原貞助寄進状 柞原八幡宮文書 9

(注 これは、阿南郷の東部で、黒田里九坪内に在った一町歩の田を、八幡由原宮大般若経修理料田として、郡司であった藤原貞助が寄進した時の寄進状である。平丸郡なる地名はないので、平丸名に居て平丸を名字としたとも考えられる。平丸名の位置は不明であるが、黒田里を含む地域であったとみられる。この地は後に賀来となった所である。)

(2 1147年 黒田里)

久安三年二月二十三日 由原宮宮師僧院清解 柞原八幡宮文書 13

(注 これは、目代の居る豊後国留守所に対して大般若経修理料田の寄進を申請したもので、場所は前と同じである。)

(3 1151年 黒田里)

仁平元年七月 日 由原宮宮師僧院清解 柞原八幡宮文書 14

(注 先々の免判例により、大般若経修理料田の奉寄を申請したもの。)

(4 1155年 黒田里)

久寿二年正月 日 由原宮宮師僧院清解 柞原八幡宮文書 16

(注 代々の免判に任せ、大般若経修理料田の奉寄を目代に申請した。鳥羽法皇五十宝算の御賀は、京都では仁平二年に盛大に行われた。この由原宮ではその後も萬歳宝算が祈られた模様である。)

(5 1164年 地名賀来)

長寛二年九月三日 由原宮宮師僧院清讓状 柞原八幡宮文書 22

(注 地名賀来の初見文書である。、大般若経修理料田のあった黒田里に替わり、賀来となっている。笠和、植田などに対応する規模の地名のように思われる。)

(6 1172年 仁王講田)

承和二年五月 日 由原宮宮師僧貞清等解 柞原八幡宮文書 26

(注 平丸弁済使のために、大般若経修理料田等に建春門院作料などを課することを停止するように申請したもので、別に外題があり、国衙の裁決で許可を得ている。この文中に仁王講田は、刑部卿殿(国主藤原頼輔)の御任始めに奉免され、子孫御繁栄の賀を為したとあり、奉祈鳥羽法皇宝算と共に「賀来」の発生の一因となるかなを検討を要す。)

(7 1177年 賀来社)

治承元年八月十六日 官宣旨 柞原八幡宮文書 27

(注 賀来社名の初見文書である。)

(8 1177年 賀来御荘)

治承元年八月十八日 大春日立並下文 柞原八幡宮文書 28

(注 賀来荘名の初見文書である。守高の後家及び次房をして由原宮の神事を勤仕せしめた。守高は大宮司の家系を持つ平氏であろう。由原宮の荘園であったとみられる。)

(9 1188年 賀来荘)

文治四年十一月 日 豊後国留守所帳案 柞原八幡宮文書 29

(注 由原宮造食米には賀来庄年貢米及び平丸所当米を当てることとす。)

(以上 いずれも文書本文は、以下に大分県史料(9)第2部から転写掲載 加来利一)

以上の柞原八幡宮文書によると、保延五年以来、大般若経修理料田として、由原宮に度々寄進された、阿南郷黒田里九坪を含む土地が、二十年後の長寛二年には、賀来と改名されていることを知る。時代の確定出来る古文書の中に、由原宮を賀来社と称し、阿南郷から別れて、賀来庄が現れるのも、これ以後であることが判った。それで、賀来となった理由と意味とを掴む手掛かりは、この時代にあったと思われる。

3 賀来の起源

太宰管内志には、賀来荘の所で「賀来は加俱と訓ムべし、名ノ義いまだ考えず」とある。また、速見郡の頸峰のところで「さて此鹿の故事に因て思へば、大分郡賀来又当郡山香などの力は、鹿の意にてもあるべし。元より山の多き国なれば鹿も多かるべきなり」と言い賀来を鹿来の意味に推定している。

ところで、賀来地区は古代よりの遺跡や古墳の多い所で、条里制時代の遺溝も在って、古代より発達した地域であり、特に鹿が多く出て来そうな地形とも見えない。何か別の意味をもっているように思える。

大友家文書録所収の賀来文書に「賀来氏来歴覚え」がある。この文書は、寛永十八年頃当時熊本細川藩に居た、賀来佐左衛門尉が、大友右京亮正照に提出した「来歴覚え」でこの中に賀来姓の由来を示す次の文がある。(大友家文書録 2361)

「一 賀来と申す名字の儀は、古えより

禁中様より、勅使を御下し成られ、万 御改めの上にて、八幡宮え御社領成されごさ候に付いて、賀来（ヨロコビキタル）の社 由原山八幡宮と相極まり申し候、惣別由原山は兵部少輔の領分、賀来の庄三百町の内にてごさ候、其の上金亀和尚二代目、大神の比義より只今の金蔵院座主迄に三十六代にてごさ候、兵部一門として八幡宮を執行ない申し候、右の首尾にて賀来名を名乗り申し候、云々」

この文からすると、由原宮を「賀来の社（ヨロコビキタルノヤシロ）」と贅えたことから、由原宮の荘園「賀来の荘」となり、この荘園の下司職または地頭となって、名字を賀来と称するようになった、と云うものである。賀来をヨロコビキタルと読むのでは、地名としては適当でなく、また、ガライとかガキも語呂が悪く、文学的仮名読みにしてカクと決まったものと思われる。

ところで、賀来社由原山八幡宮と、称されるように成った年代と、その理由は、上記の文からは明確ではない。2－4に出て来た柞原八幡宮文書中には、鳥羽法皇えの「奉祈宝算」がしばしば行われたことが記されており、また雉城雑誌所収の由原宮古記録中には、「仁平三癸酉の年、鳥羽法皇六十の御賀を、勅使に依り、当社に於て之を修さめり。則ち御嘉の例となし、不輪之神領と為すべきの由、院廳の御下文を之に賜う。」と見える。

豊後国国田帳に見える由原宮領二百四十六町には、賀来荘二百三十町を含んでいるが、これは、この時に下賜されたものであろう。しかしこの時の院の下文は残っていない。

鳥羽法皇は保元元年（1156）に宝算五十四で崩御されているので、六十御賀は疑問となり従って、上記の古記録の信頼性が疑われるが、長年の伝承の内に、誤記誤伝となった可能性がある。そこで、鳥羽法皇宝算の御賀に就いての史実を調べてみる。

本朝世紀、今鏡、百練抄、一代要記等に、以下のような記録がある。

「本朝世紀 仁平二年三月七日壬寅、天晴、今日。主上於鳥羽南殿設法会、賀太上法皇五十算。八日癸卯、天晴、御賀後宴也」。

「本朝世紀 仁平二年八月十六日戊寅、云々、今日、法勝寺三綱設齋会於本寺講堂、奉賀太上法王五十宝算、仍未剋御幸。太政大臣、左大臣、右大臣、内大臣以下参入、以権僧正隆覺為導師、終日有樂懸矣。事了還御烏羽殿。廿八日庚寅、申刻以後雨降、今日、入道前太政大臣於福勝寺設齋会、賀仙院五十宝算付。秘密之儀行之大僧正行玄為導師、高陽院同御坐此寺、太政大臣、左大臣、内大臣以下参入、法会之後有樂、殿上侍臣為舞人 如三月御宝、万歳樂、地久、太平樂舞之、云々」

他の歴史書も、簡略ながら、同様なことを記載している。これを見ると、鳥羽法皇の宝算御賀は、宝算五十の年の、仁平二年の三月と八月とで、二回行われたことが明らかである。しかし、鳥羽院崩御以後十年間に宝算の賀を行った記載は見当らない。従って、由原宮古記録に云う、仁平三年と六十御賀とは、共に仁平二年と五十御賀との誤りであることは明白である。仙院は法皇の院号禪定仙院なることが、次の略歴に見える。

鳥羽院 康和5(1103)、8生、嘉承2. 12. 1即位(5)、保安4(1138)1. 28讓位、太上法皇、保延7、3、10、出家、禪定仙院(39)、保元1(1156)7、2崩御(54)、摂政太政大臣は藤原忠道。

以上により、「賀来」なる語が現れた事由とその時代を知り得たが、これが荘名として採用された年代は確定していない。鳥羽法皇の五十宝算の御賀から、地名賀来の初見までは十二年の開きがあり、また賀来社名、賀来庄名の初見までには二十五年の後れがある。勿論、古文書の数が少ないことも、不確実の一因ではあるが、領家、下司地頭の他、国司も関係するであろうし、荘園と荘園名の発生の謎が、このあたりに隠されているように思える。これが解明には、平安末期における、この地方の諸情勢その他を勘案して、推察する必要が有るように思われる。

4 大神姓系図中の賀来氏

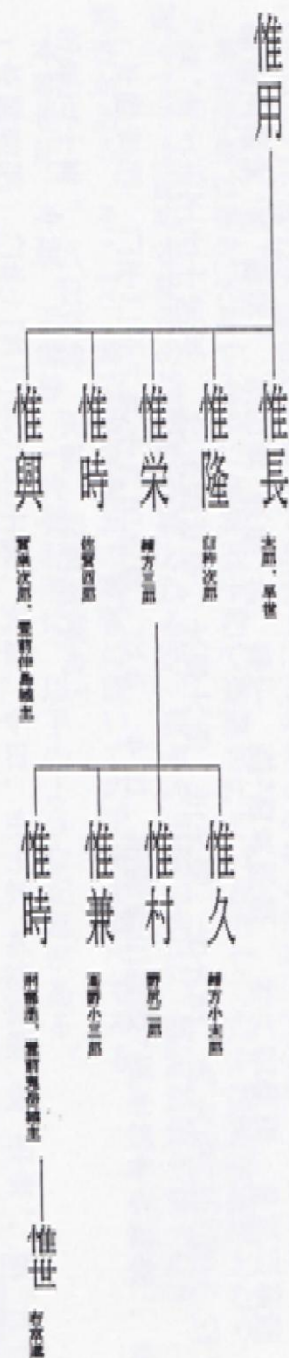
豊後大神姓系図には、惟用の後で、緒方氏系の賀来氏と、惟家の後で、佐伯氏系の賀来氏とがある。以下は、これらの二系統の系図を収録したものである。

以下系図写し参照

以上の他に、豊後史蹟考の系図の基となった、大神姓佐伯氏系図があるが、ともに佐伯氏は惟栄の子惟久の後とする大きな誤りをしており、あまり信頼性がない。豊前緒方氏の系図は、他の系図にくらべて、かなり良いものであるが、豊前賀来氏の伝承は見えない。豊前佐田の大神姓賀来氏の系図では、豊前賀来氏の祖惟興等も佐伯三郎惟康の子としているが、この系図の信頼性もまた少ない。惟興は惟栄・惟康と同世代の人とすべきである。

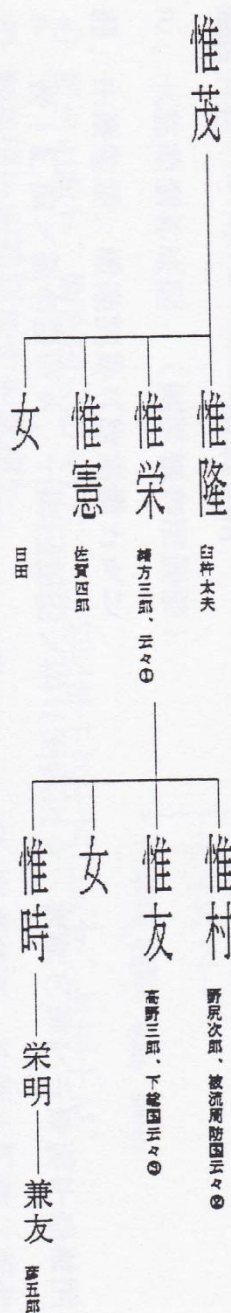
四、一 緒方系賀来氏の系図

1、大神姓阿南系図（大分県郷土史料集成）



2、大神系図（東京大学史料編纂所影写本、筑後国原田村太田吉蔵本）

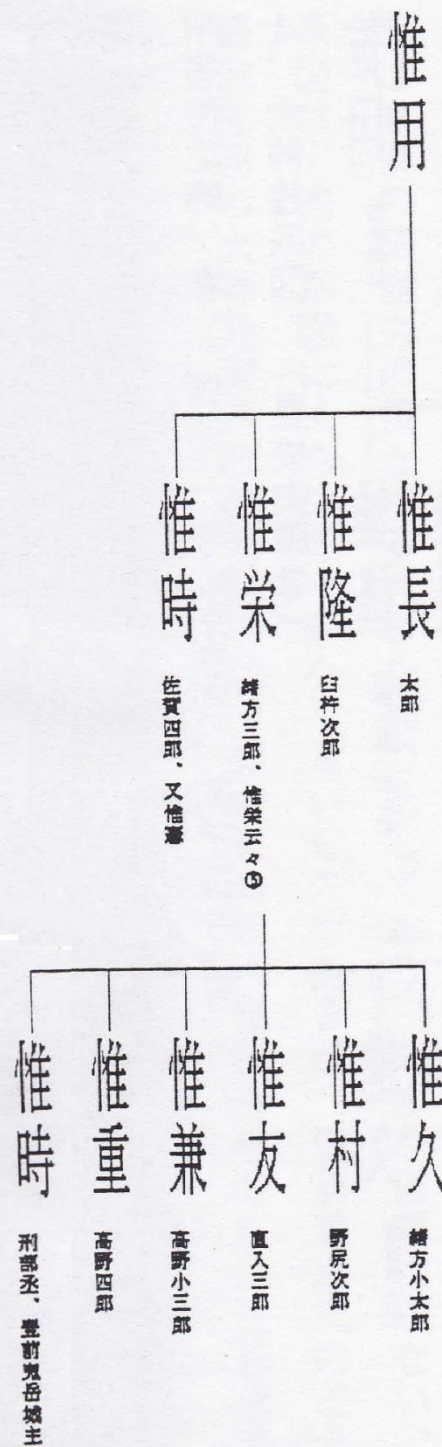
この系図は、豊前緒方氏のもので、豊前鬼ヶ城主惟時を祖とする。



① 依九郎判官義經同心被配流、始被預狩野助、後被預于千葉助、則取婿議上野国沼田之庄云々、
② 被流周防国遠崎、則給配所相伝直入三郎惟友子於為養子、今在之、
③ 下総国左馬藤心云所配流云々、

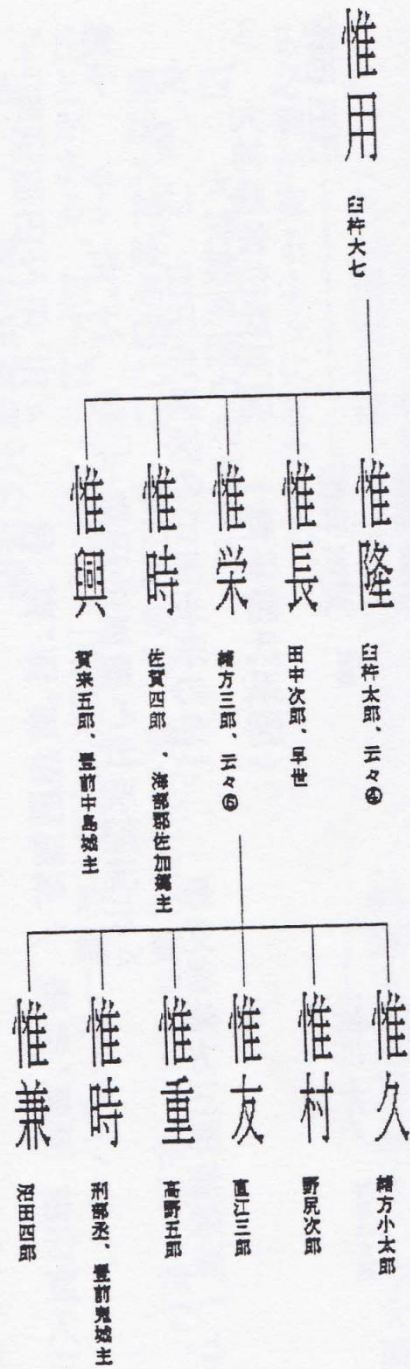
女昌は、日田氏系図の日田永宗の母で、「母党者緒方三郎惟栄妹」とある。

3、大神姓佐伯氏系図 (豊後諸氏系図)



⑤ 惟栄字佐兎向火放暴逆之旨訴帝闕。上州沼田庄配流。後勅免再歸豊州。佐伯住。上州居住之時。有一男子。号沼田氏。其子孫今有。

4、大神姓系図 (豊後史蹟考)



④ 源平盛衰記、東鑑、曾我物語等ノ書ニ詳ナリ

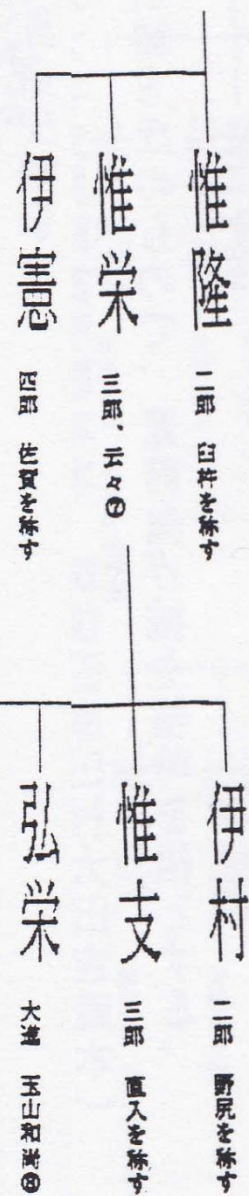
⑥ 寿永年中、平家一門檀ノ浦合戦云

々、家一門檀ノ浦合戦云々、上野国沼田ノ莊ニ配流云々、武勇の誉アル事源平盛衰記、東鑑、平家物語、義経記等ニ委細載セタリ

5、大神姓藤林系図 (寛政重修断家譜)

惟用

二郎 臼杵を称す

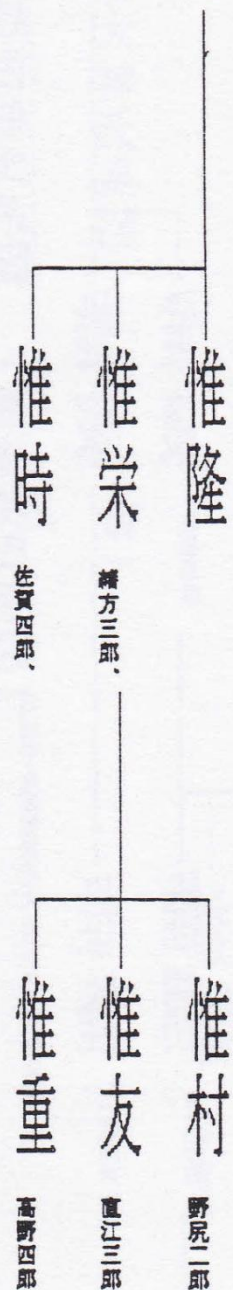


⑦ 緒方を称す。豊後国の住人なり。正治元年十月十五日死す。年五十七。

⑧ 豊前国下毛郡深泉寺を開基す

6、豊後大神氏系図 (都甲文書)

惟用

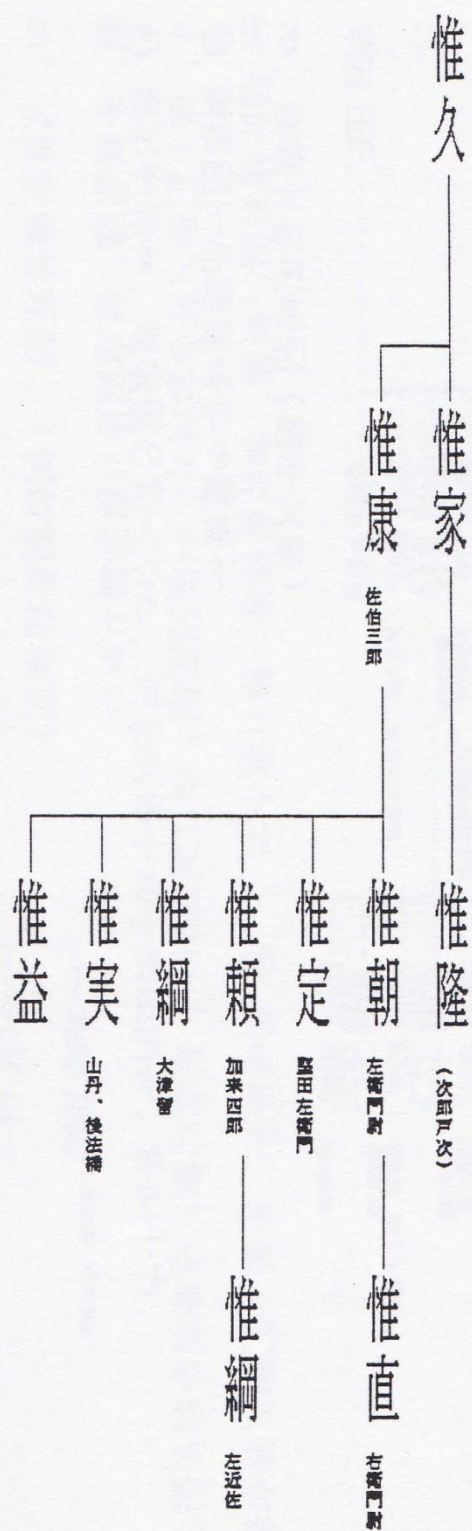


四・二 佐伯賀来氏系図

1、大神系図（史料編纂所影写本、筑後穂田氏系図）

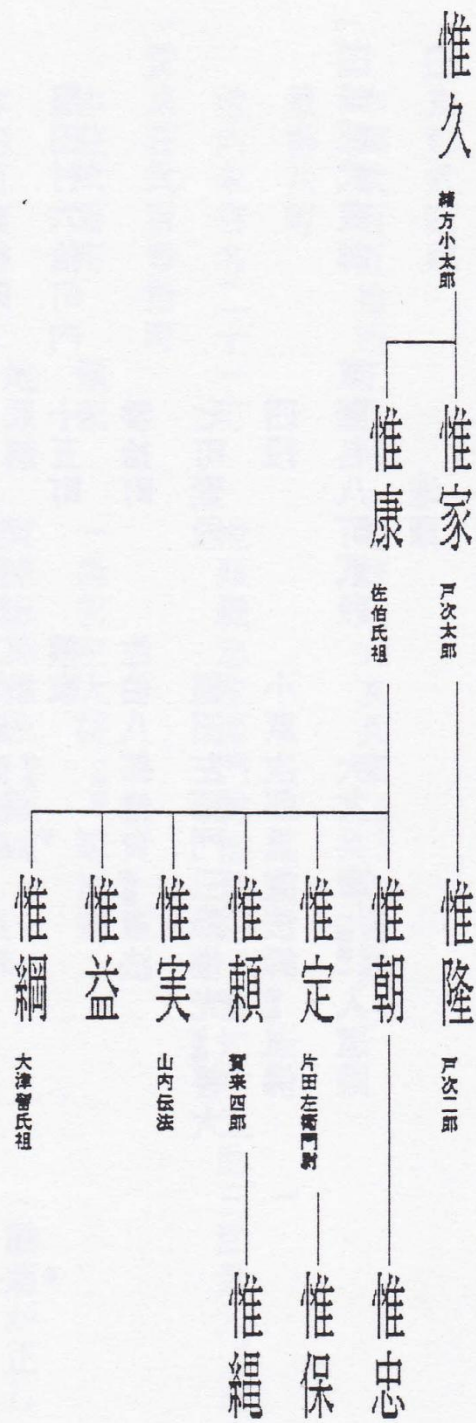


2、大神姓佐伯氏系図（豊後諸氏系図）

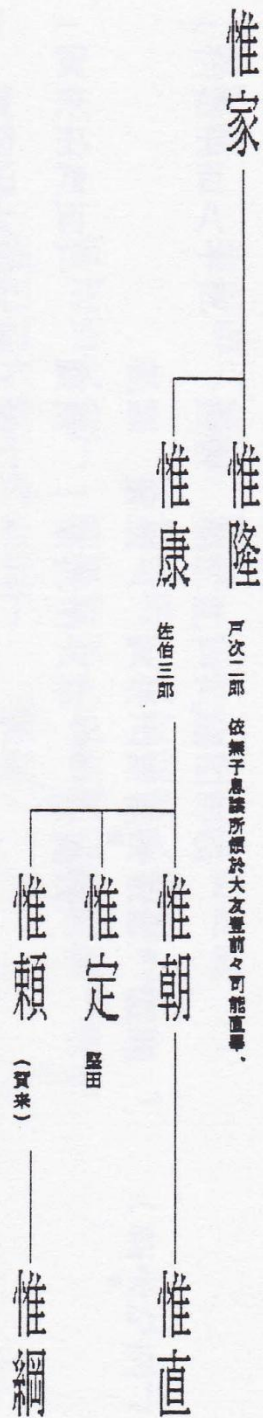


この系図では、惟久を緒方惟栄の子とするような間違ひがあるが、惟康以後は参考になる。次の系図も同様である。

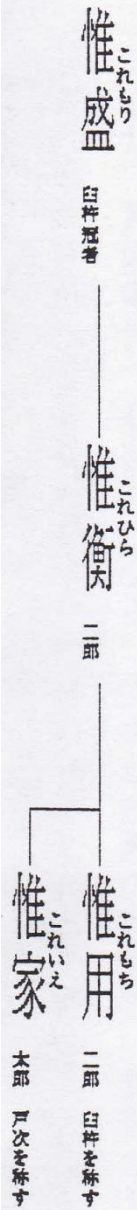
3、大神姓系図 (豊後史蹟考)



4、豊後大神氏系図 (都甲文書)



5、藤林系図、都甲文書の大神系図によると、惟用、惟家は兄弟で、惟衡の子である。



五、図田帳に見る佐伯氏系地頭

弘安八年（1285）の豊後国図田帳や豊後国太田文案に、豊後佐伯氏系の地頭が見える。
これらは、系図検討の好志料となる。惟永は惟康の曾孫で、惟綱の子である。

1、豊後国太田文案（抄）

「賀来庄貳百町 領家 一條前左大将（家經）家室家
地頭 御家人 賀来五郎惟家法師法名願蓮（惟永が正しい）
「佐伯庄百八十町 領家 毛利判官波彌四郎殿
地頭 御家人
本庄百貳拾町 佐伯総二郎政直法師法名道精
堅田村六拾町内 十五町 領家
参拾町 佐伯八郎惟資法名道法
七町壹段 堅田左衛門三郎惟光法名善大
四段 小原次郎重直法師法名道佛
「国崎郡武蔵郷 重藤名八町貳段 大友兵庫（慨泰）入道殿
地頭
池内永吉名式拾壺町 御家人 忠左衛門尉惟景跡木工助三郎景元法師法名道念」

2、豊後国図田帳（鎌倉遺文）抄

「国東郡武蔵郷
本郷式百五拾四丁八段 地頭職大友兵庫（頼泰）入道殿
重藤八町
池内永吉名二十一町 地頭職忠左衛門尉惟景跡、當知木工助三郎景元法名道念」
「賀来荘式百参拾町
本荘式百町 領家 一条前左大将（実經）家室家
地頭職 賀来五郎惟永法名願連（願蓮が正しい）
平丸名参拾町 領家 山法師備後僧都幸秀 地頭同前」
「海部郡 佐伯百八拾丁 領家 毛利判官代孫四郎殿
地頭職 大友兵庫入道殿
本荘百式拾丁 地頭御家人佐伯彌四郎政直法名道清
堅田村六拾丁内拾五丁 領家
参拾丁 佐伯八郎惟資法名道法
七町一段 堅田左衛門次郎惟光
四段 小原次郎重直法名道佛」

3、太宰管内志 豊後国 抄

海部郡佐伯荘（図田帳）に、

「海部郡佐伯荘百八十町 領家毛利判官代同孫四郎殿 地頭職大友兵庫入道殿
本荘百廿町地頭御家人佐伯四郎政直法名道清・政直一本直政とあり首書に直政大神姓也

【佐伯家乗云】政直又惟直云々左衛門尉惟久之男也

堅田村六十町ノ内十五町領家 名を脱せるか 三十町ハ佐伯ノ八郎惟資法名道法

七町一段堅田左衛門次郎惟光法名善大 七町一段忠左衛門次郎惟永後家

四段小田原次郎重直法名道佛 」

大分郡賀来荘 （図田帳）に、

「大分郡賀来荘二百三十町、本荘二百町、領家一条前左大将ノ室家、

地頭職賀来五郎惟永、法名頼蓮首書に、惟永大神氏也、「阿南系図」云一「臼杵惟用之五男惟興証賀来次郎。又「佐伯系図」有惟康之三男加来四郎者、其子惟綱ハ大友親秀ノ頃ノ人也

平丸名三町、領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前 」 とあり、

国崎郡武蔵郷 （図田帳）に、

「国東郡武蔵郷三百町、宇佐宮領、領主神官名主等、

本郷二百五十四町八段、地頭職大友兵庫入道殿、久吉名十六町、重藤名八町、同人、

池内永吉名二十一町、地頭職忠左衛門尉惟景跡、首書に、惟景者、大神氏しかして佐伯氏族堅田左衛門惟定之孫也、

當知行木工助三郎景光法名道念 首書に佐伯惟康之子、惟景、次惟氏、次惟光云々、」 とある。

六 賀来荘地頭

豊後賀来氏は、佐伯三郎惟康の下司職補任に始まり、その子惟頼以後惟綱・惟永・惟政と、四代の賀来荘地頭の系図は、以下に示した柞原八幡宮文書によって、初めて明確にする事ができたものである。

六・一 大宮司平経妙申状案 （柞原八幡宮文書 47）

これは由原宮大宮司平経妙の申状で、賀来荘地頭との論争経緯を述べたものである。由原宮と大宮司職、領主、地頭職等の間の、土地と年貢米等に絡む複雑な関係があり、次第に勢力を拡張していた地頭との相論の状況が、手に執るように伺える。この文では、地頭願蓮の年貢米抑留、佐伯惟康の下司職補任、惟頼の地頭職改易、地頭惟綱の非法張行等が述べられていて、豊後賀来氏四代の系図を読み取ることができる、貴重な古文書である。

六・二 由原宮年中行事次第写 抄 （柞原八幡宮文書 67）

これは正慶元年頃の古文書で、由原宮の年中行事を記載したものである。この中の十二月二十日の行事である「仏名経講讃」の所で、賀来荘地頭の横暴を述べ、この行事が以後不能になったことを記述している。この文中に、惟永（願蓮）、父惟綱（順阿）、子惟経及び弟惟家の名が出てくる。

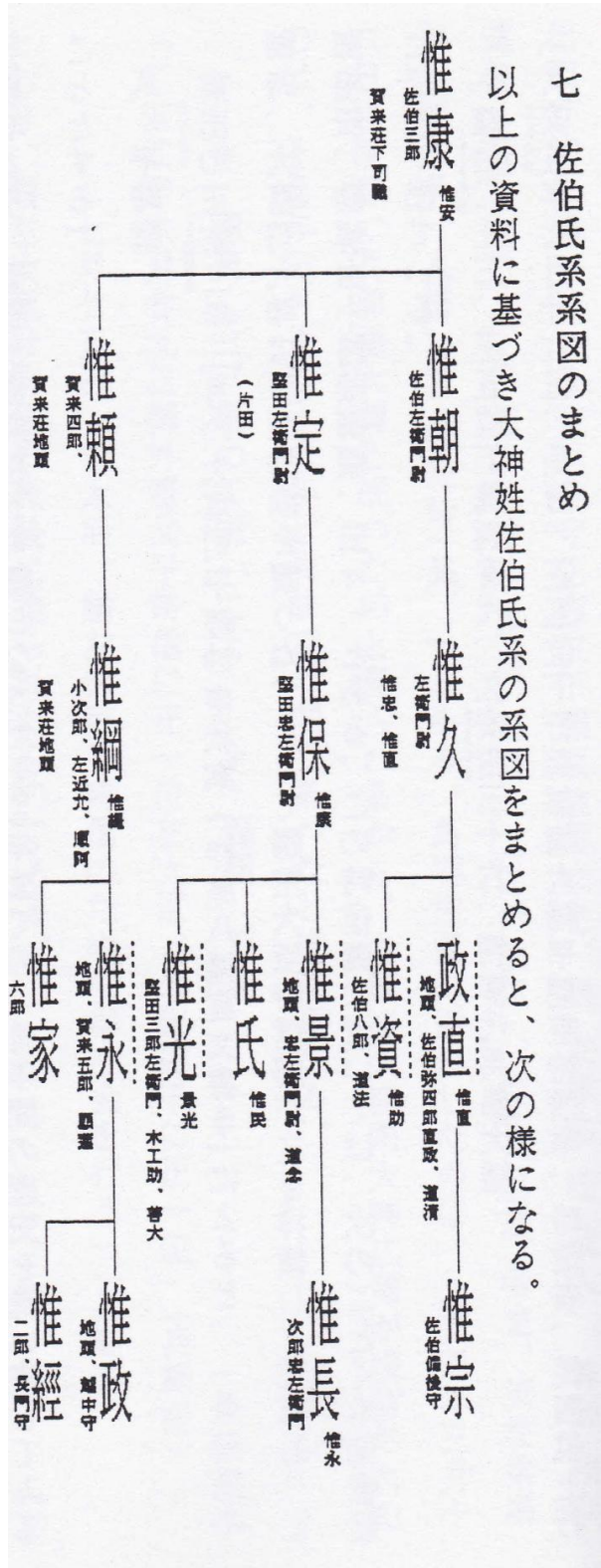
六・三 鎮西北条実政御教書他 （柞原八幡宮文書 50、53）

鎮西北条実政御教書は、賀来荘地頭惟政に対し、押領していた鬼藤放和田上名の返還を命じた、北条実政の教書である。

また惟政は惟永の長男で、越中守と称し、弟二郎惟経は平丸名地頭で、長門守と称した

ことが、嘉元三年の「由原宮年中神事次第案」(文書 53) から推察される。多くの行事を越中守と萬寿寺座主とが分担していることから、越中守は賀来庄地頭惟政と判定される

七 佐伯氏系系図のまとめ



点線のある名前は弘安八年（1285）の豊後国田帳に出てくる人物である。同一世代に位置することは当然である。この点、従来の佐伯氏系図等には大きな誤りがある。これは、かつて豊後に勢力を奮った緒方一族と結び付けて、大神姓佐伯氏の系図を作成したためと考えられる。又南北朝時代には大神姓氏族も南北に別れて争っており、大友氏に系図を提出するに当って、都合の悪い処即ち南朝方は削除したものと考えられ、世代が時代と合わない処がある。佐伯惟康は緒方惟栄と共に平家と戦っており、従兄弟である。しかし、宇佐宮破壊をもたらした宇佐公道攻略には参加しなかったと見え、頼朝による佐伯一族の領地没収はなかった。惟久には惟忠―惟長の別名があるが、兄弟であった可能性がある。

平家物語や源平盛衰記等の戦記物が出たのは、千二百年代の始めであるので、豊後の緒環伝説が出来たのは、これより少し前、緒方惟栄の時代と見られる。天正の頃になると、武家は系図が物を言う時代であったので、ほぼ大友氏の家督相続代数に合うように、尤もらしく、系図の継ぎ剥ぎが成された模様である。

とにかく以上の如く、豊後賀来氏の出自は、佐伯三郎惟康の後で、以後四代の系図を明確になし得たが、豊前賀来氏の出自は、まだ判然としていない。そこで、鳥羽院の始めの1129年より、惟康が賀来荘下司職となった1179年までの、50年間の歴史を洗い直してみることとする。

八 平時信

前出の正応二年(1289)三月の大宮司平經妙申状案（柞原八幡宮文書 47）によると、「鳥羽院の御時、大宮司大神広房が勅勘を蒙りぬ、よりて贈左大臣時信卿が之を拝領し、次第ありて御相伝、勘解由小路殿御領、云々」とある。この時信卿に就いては、次のごとく本朝世記に経歴が出ている。

「康治二(1143)正三、正五位下院判官代、久安四(1148)三十六、判官代兵部大輔」

「久安五年（1149）七月廿六日、是日、正五位下行兵部権大輔平朝臣時信卒。時信者、従四位上行出羽守知信第一子、母前甲斐守正四位下藤原惟信女也、経文章任蔵人、尋補檢非違使 叙爵之後、出為肥後権守、尋補当職、近侍法皇、咫尺龍顔者也、天性柔順 與物不爭、人惜之、世悲之矣。」とある。鳥羽法皇に近侍したのは、久安四年三月十六日以後で、兵部権大輔と成った時と見られるから、由原宮大宮司大神広房が没官されたのは、1148年三月より1149年七月までの間であったと推定される。

（ 咫尺；極めて近いこと * 龍顔 天皇）

「仁安二年(1167)六月廿九日御外祖父平時信に正一位左大臣、母藤祐子に正一位」（兵範記）

「 七月廿五日 皇太后、贈左大臣平時信のために御法会を行う」（兵範記）とあり、贈左大臣は時信の死後に贈られたものである。

尊卑分脈より時信の系図を見れば、次の如くである。

系図は 参照

時信の拝領後は、どの様に伝承相続されたかは不明である。時信の子時子は平清盛の妻

であり、その妹は平重盛の妻である。小松殿重盛は豊後の所々に領地を持ち、緒方惟栄はその御家人であった（平家物語）と云うことを見れば、時信が拝領した阿南郷東部の地は彼の死後に重盛の妻が相続したものと考えられる。その間に賀来荘および緒方系賀来氏の発生を見るが、平家の滅亡により、この領地は没収され、おそらく藤原兼光が拝領したであろう。そして其の子頼資の勘解由小路家が代々伝承したと考えられる。

弘安の頃には、勘解由小路殿の御領地とされ、一条前左大将家御後室積大夫殿御女とある（豊後国図田帳、杵原八幡宮文書 47）。この頃の勘解由小路殿は藤原兼仲であり、一条左大将は藤原実経であるが、両者の関係は不明である。

九 平安末期の豊州情勢

久安六年に為朝が豊後臼杵に来て以来、次第に勢力を拡張して鎮西八郎と号し、一時は太宰府をも掌握する勢いを有したことが、以下の史料に見られる。

（豊前軍記略、太宰管内志田川郡）に、（久安六年(1150)） 六条判官為義の八男八郎為朝十三才、鎮西に下向の時、父為義は名剣若録を為朝に譲った。 為朝は豊後国臼杵に居住し、鎮西八郎と号した」とあり、又（鎮西要略）には「久安六年 為朝は豊後国に下向し云々、遂に九州を討順え、以って鎮西八郎と称し云々」とある。（鶴岡八幡社縁起、太宰管内志）には、「仁平三年（1153）春 鎮西八郎が領地と為すにより、相模国鎌倉鶴岡八幡宮を勧請す、之に依り鶴岡と号す云々、田河郡勾金荘中津原に在り」とあって、豊前を掌握し、続いて仁平四年には暫く太宰府に居たと云う（鎮西要略）。

為朝の鎮西における横暴は、京に聞こえ、これにより父為義は官位を剥奪された。この事は久寿元年（1154）十一月の（台記）に「右衛門尉源為義は其子為朝が鎮西に在りて横暴するに坐し官を奪わる」と見え、又久寿元年十一月廿六日の（兵範記）にも「大夫尉為義任を停む、鎮西濫行を知るため」とある。

その後、為朝は豊後国大野郡梨子原に居たという。ここは緒方の北部で直入郡に近く、今朝地町の梨原、梨小のあたりと見られる。当時緒方惟栄は宇佐宮領の緒方庄司であったが、為朝の影響を大きく受けたであろう（後に宇佐宮年貢米の横領があり、また宇佐公道への攻撃がある）。この頃の為朝の脅威は、以下の史料からも推察できる。

「久寿二年、 四月三日、源為朝は豊後国に居る、宰府は騷擾し管内に威脅」（百鍊抄管内志）。 「太宰府に勅して為朝に味方する者を禁制さす」（百鍊抄）。

「久寿二年 源為朝鎮西に迫下され、豊後に居住して云々」（保元物語）。

「 源為朝は鎮西に配流せられ、豊後国大野郡梨子原に居る云々」（軍記略）。

保元の乱が始まると、以下の様子は、鎮西の緒方惟栄にも伝わったであろう。

「保元元年(1156)七月八日今日蔵人左衛門尉俊成並義朝の随兵等東三条に押入云々」（兵範記）。「保元元年(1156)七月十日 上皇は白河殿に於て軍兵を整えらる、是日風聞来る云々」（兵範記）。「 同年七月十一日の黎明、源義朝平清盛等兵千七百余騎を卒い、白川北殿を囲む、火急の攻といえども、大いに之を敗る、云々、」 源為義以下の斬罪を行はる」（保元物語、百鍊抄、大日本史、兵範記）

(同日 右弁官下、応停止素服挙哀事、応禁宴飲作樂着美服事」(兵範記)

「保元元年(1156)七月、鎮西八郎為朝云々」(鎮西要略)他。

「 同年、 義朝清盛源氏平氏にて候けるを、各此乱の後をとらんと思へりける。義朝と一つ心になりて、はたと謀反をおこして、云々」(愚管抄)。

「 七月廿七日(29名)罪名宣下を下さる、廿八日(6名)斬罪行はる、廿日斬罪13名)」、

八月三日 謀反の輩(13名)流罪行はる、兼長卿(出雲)師長卿(土佐)他」(兵範記)。

「保元元年九月、源為朝を捕え伊豆大島に流す」(保元物語、大日本史)。

「保元元年、 緒方惟栄年二十九、竹田岡城を築城す」 (豊前緒方宗家系図)。

為朝が伊豆に流され、平清盛が太宰大貳に成ると、鎮西は平家の勢力下に戻った。

豊後国竹田岡城は、一説には義経の命により、緒方惟栄が築城したとされるが、豊前緒方宗家系図では、保元元年緒方惟栄年二十九の時の築城としている。

保元の乱の後、これに勲功のあった平清盛は、太宰大貳となり、為朝に代って平家が鎮西を制圧した。 豊前豊後は平家一門の領国となった。

「保元二年(1157)二月、平清盛太宰大貳となる」(鎮西要略)同年 平判官康盛、京都郡松山城の神田一族を亡ぼし、三男蔵人信盛を置く」(豊前志)

「保元二年 左大臣平時盛の六男修理判官康盛、豊前国司となり、規矩郡長野城を築き之に居る、長野苗字は是より始る云々」(豊前古城記、太宰管内志、豊前志)。

「 修理太夫従四位下康盛治承二年卒、二世豊前守従五位下長盛建保三年卒71才。

三世豊前守従五位下直盛承久元年41才」(長野護念寺鬼録)。

「 同年二月十八日、社寺領、諸家莊園に徭役を課す」(兵範記)。(徭役=夫役)

「 同年三月、故左大臣藤原頼長、平忠貞、正弘が没官され、その所領を没収、後院領となる。そめ中に植田庄がある」(植田莊史料一)。

「保元二年三月廿九日故左大臣竝平忠貞正弘等所領園併せて没官し了す、今後院官符に付さるるなり、太政官符、云々」(兵範記)。

後に賀来莊の地頭となった紀氏は、おそらくこの頃に地頭職となったものと推定されるが、平治の乱後には見えない。清盛は豊前に鬼ヶ城、岩石城を築いた。

「保元二年、 平清盛は太宰大貳と成る、翌年当国の田川郡香春岳山王権現の東に城を築き、鬼ヶ城と号す云々」(太宰管内志、豊前軍記略、豊前志)。

「保元三年(1158)平清盛は豊前田川郡岩石城を築きて大庭平三景親を置きぬ」(豊前志)。

「 三年二月三日権少進正六位上源頼朝、八月拾日大宰大貳平清盛」(兵範記)。

「二月十九日太宰大貳平清盛殿上人、左兵衛尉源頼朝蔵人となる」(史料綜覧、山槐記)。

藤原信頼、源義朝が平家の横暴に対して、反乱を起こした。これを「平治の乱」と言いこれより源氏平家の争い始まる。この頃惟栄は、小松殿平重盛の家人であった。

「平治元年(1159)十二月藤原信頼源義朝叛す」(百練抄、兵範記)「平清盛嫡子小松重盛は待賢門之野戦に克つ、源義朝父子東州に奔る云々、是源平の威を争う始也」(鎮西要略)

「 同年 十二月廿六日平清盛勅を奉じ頼盛重盛を遣し信頼等を討つ、廿六日信頼等を六

条河原に斬る、廿八日信頼の党を解官し流す」(愚管抄、平治物語、一代要記)。

大貳清盛が帰京するや、惟栄は豊前の要衝鬼ヶ城を譲り受けた。この城が以後の緒方氏豊前進出の拠点となった。以下の史料はこの事を記述している。

「平治二年(1160)、清盛帰京の後、豊後国住人緒方三郎惟義・緒方刑部丞惟時は鬼ヶ城に在城し、其子右京進惟世、之を守る」(太宰府管内志、豊前志)。

「平治二年(1160)より治承元年まで、緒方惟栄は豊前国田川郡勾金庄鬼ヶ城に居た。惟時は初代城主、香春城また緒方城という」(豊前緒方宗家系図)

「 同年三月、源頼朝伊豆に流さる」(大日本史、他)

「 同年 香春岳城、清盛帰京後、豊後の人緒方惟義、惟時居る」(豊前志)

清盛の上京後、道長が反乱を起こしたが鎮圧され、鎮西は再び清盛の勢力下となった。

「永暦元年(1160)肥前国住人日向太郎道長、平家に従わず、遂に城郭を構えり、清盛は勅を奉じて追討使を下す、使節は筑後守平家貞、云々、家貞は肥前合戦に打勝つ云々、是に於て、鎮西はみな平家清盛に附従せり」(鎮西要略)。

「二月十日頼朝を近江に捕う、三月十一日頼朝を伊豆に、希義を土佐に流す」(史料綜覧)

「 同五月十五日、鎮西賊主道良従類七人の首を京師に伝ふ」(百練抄、史料綜覧)。

「 八月十一日大宰大貳清盛を参議に任ず。

十二月廿九日清盛大貳を罷む」(史料綜覧)「大宰大貳藤成範」(山槐記)。

「応保元年(1161)、岩石城に豊後の人日田陸奥守の次男日田判官宗道居る」(豊前志)。

「仁安元年十月八日 大宰大貳平頼盛赴任す」(史料綜覧。公卿補任)。

「仁安二年(1167)二月十一日太政大臣清盛を従一位に」(史料綜覧)。

「 五月十日 権大納言平重盛をして諸道の海賊を追捕せしむ」(山槐記、兵範記)。

「承安三年(1173)五月、任権大納言平重盛為左長」(玉葉)。

「安元二年三月五日 内大臣平重盛(玉葉)、 四月廿七日 見豊後守頼經」(吉記)。

惟栄の子惟時が豊前緒方城主初代となり、豊前緒方氏の祖先となったが、惟栄の弟賀来惟興の後とされる豊前賀来氏は、元暦以後に登場する。柞原八幡宮文書に初めて地名「賀来」が現れるのは1164年、荘名「賀来」が現れるのは1177年であり、豊後賀来氏が現れるのは、1179年以後で、佐伯三郎惟康は豊後賀来氏の祖先である。この間に豊前賀来氏の発生が推定されるが、これを証明する史料はまだ得られていない。

「治承元年(1177)、子惟時が豊前地方緒方氏の祖で、緒方城の初代である」(宗家系図)

「治承元年、緒方刑部丞惟時は鬼ヶ城に在城し、其の子惟世は之を守りて、治承元年に至る」(豊前軍記略、太宰管内志)。

「治承二年(1178)春、惟栄の一族緒方九郎は馬岳城に楯籠る、志を平家に通ず云々」(京都郡古城記、太宰管内志)。

「治承三年(1179) 平重盛卒(玉葉)。

「 同年 初めて領家より願蓮の曾祖父佐伯三郎惟康を賀来庄下司職に補任す」(柞原八幡宮文書 47)。

賀来荘や賀来氏の発生は、平安末期であることは確かであるが、もっと確かな理由と時期とを探究するために、上記のごとくに、この時代の豊州情勢を概観したが、この様な史実のみからは、有力な手懸りは見出し得なかった。次は、国司に就いて検討する。

十、 豊後国司

以下は豊後国司の変遷をまとめたものである。平治の乱の後、永暦元年に藤原頼輔が豊後守となり、仁安元年に国主となった後、承安元年に其の子頼経が国守となり、治承四年にその子藤原宗長と交替、元暦元年に転出する迄の二十四年間は、他氏の勤務期間に較べて異常に長く、この間に地名賀来や賀来荘の発生を見ることに注意したい。

「久安三年(1147)正月廿八日 任豊後介正六位上藤原季宗」(本朝世紀、外記局、豊前志)。

「久安五年(1149)十月十六日 見豊後守源季兼朝臣」(本朝世紀) (康治二年以前より)

「 十月廿日今名摂政殿政所々、豊後守季兼朝臣を奉行に充つ、去八月延引云々」(兵範記)

「 十二月廿九日 任豊後守紀宗広」(本朝世紀)。

「仁平三年(1153)九月廿一日 見豊後守高階清泰朝臣」(兵範記)。

「久寿元年 ((1154)正月ご二月見従四位下豊後守高階清泰朝臣」(兵範記)。

「久寿二年 (1,155) 正月、任豊後国少目守部重枝」(百練抄、太宰管内志)。

「 十月廿六日 見豊後守清泰朝臣」(兵範記)。

「 同年、 従五位下藤原朝臣忠鋪を豊後守となす」(日本紀略)。

「保元二年、 六月廿五日、豊後守源時光を補任」(大宰管内志、平範記)。

「 同年、 九月九日、見豊後守源時光」(兵範記)。

「 三年正月六日 従四位上藤原頼輔刑部大輔 」(兵範記)。

「平治元年(1159)正月、任豊後国大目藤井国武」 (山槐記)。

「平治二年(1160)) 十一月廿一日、藤原頼輔豊後国司となる 」(公卿補任、尊卑分脈)

「永暦元年(1160) 正月、任豊後守藤原頼輔」(太宰管内志)。

「仁安元年(1166)二月 藤原頼輔豊後国守を辞任し、国主となる」(公卿補任)。

「 同 十一月十四日 従四位下藤原頼輔前持賢門院。元永二年御給、」(兵範記)。

「仁安元年三月廿日 陪従修理権大夫頼輔、皇太后宮亮藤原頼輔」(山槐記)。

「仁安二年(1167)九月四日 従四位下行皇太后宮亮藤原頼輔」(兵範記)。

「承安元年(1171) 藤原頼経豊後国守となる」

「 十二月九日 正四位下藤原頼輔」(兵範記)。

「承安三年、 七月、見豊後守藤原頼経」(玉葉)。

「 四年(1172)十二月、任豊後権介正六位上源朝臣兼盛」(玉葉)。

「 五年(1173)十二月、任豊後権守正六位上藤原朝臣景真

任豊後介正六位上中原朝臣兼国」(玉葉)。

「安元二年四月廿七日 見豊後守藤原頼経」(吉記)。

「治承二年(1178)十一月三日 見豊後守頼経」(山槐記)。

「 同年 正月、豊後大掾従七位上藤井宿祢恒貞」(玉葉)。

「治承三年(1179)三月九日 見刑部卿頼輔朝臣」(山槐記)。

「治承四年(1180)豊後守従五位下藤原朝臣宗長、頼経秩満による」(玉葉、公卿補劔)

「 四年四月七日 見刑部卿頼輔朝臣」(山槐記)。

頼輔の豊後知行国主は、元暦元年十月宗長が陸奥守として転任するまで、十八年間も続いた。この間国東速見両郡にあった宇佐弥勒寺領を押領するなど(益永家記録)、平家方に反抗して惟栄に協力する行動が見られる。実際に豊後に居て、知行を代行したのは、子頼経であり、文治五年(1189)二月には伊豆国に流されている(玉葉)。この様に、頼輔一族の豊後統治は、賀来荘の発生とも関連が在りそうに思えるので、後に再検討したい。

十一 源平戦と惟栄

以下は、源平戦と緒方惟栄の挙動に関する史料の抄録である。緒方氏一族並びに豊後佐伯一族も、共に惟栄に協力して平家と戦った。賀来氏の豊前進出は、惟栄の作戦と関係が深いようである。

(治承四年(1180)) 源頼朝挙兵 (玉葉)。

「 同年、 惟栄は神領緒方庄之庄司也、社命に來り随うの処、治承四年に上分米以下の済物を打止め、現に社敵となる間、云々」(宇佐宮記、太宰管内志)。

「治承四年十二月 鎮西の菊池隆直、平氏に反して蜂起」(歴代皇紀)。

「治承五年(1181)二月十二日、鎮西より飛脚到来、宇佐の大宮司公道が申しけるは、鎮西 の者ども、緒方の三郎惟義を始として、臼杵・部槻・松浦党に至るまで、一向平家を背いて源氏に同心の由申したりければ云々」(平家物語六卷)。(部槻=戸次)

「治承五年(1181)二月二九日鎮西に於て兵革有り云々、豊後国住人緒方三郎惟能等、平家に反する故也」(吾妻鑑)。同年由原宮大宮司は平章妙が拝領す(柞原八幡宮文書 47)。

「 同年 二月二九日、惟栄等は国司・目代等を豊後から追い出す」

「 同日 鎮西兵乱の早馬、京都に届く」(以上源平盛衰記)。

「 同日 肥後の原田種直は菊池隆直緒方惟栄らを討つ」(東鑑)。

「養和元年(1181)閏二月四日、平清盛卒、惟栄は平家に叛く」(百練抄他)。

「養和元年四月十四日 肥後国住人高尚追討宣旨を下す事」(吉記)。

「 八月三日平貞能を鎮西に派遣、菊池原田の源氏に応ずる者を追討」(玉葉)。

「寿永元年(1182)三月十四日 院宣を下し諸国莊園より兵糧を徴発」(吉記)。

「 四月十一日 鎮西の菊池隆直、平貞能に降伏す」(東鑑)。

「寿永元年(1182)、源平盛衰記云、刑部卿従三位藤原朝臣頼輔豊後国司と為る、寿永中京師に在り、其子頼経をして国事を執しむ、又云、寿永中父頼輔に執代り国務を掌る、是時安家諸卿は安德帝を奉じて太宰府に下る、頼経は院宣を以って国中の武士臼杵緒方等に命じ、之を追討す」。

「豊後の国は刑部卿三位頼資卿の国なりけり、子息頼経朝臣を代官に置きたりけるが、今より頼経の許へ使者を立て、平家は已に神明にも放たれ奉り、君にも捨られ参らせて、帝都を出て波の上に漾ふ落人となれり、然るを九州二島の者どもが請取てもてかつかふらん

事こそ然るべからね、当国に於ては一向随ふべからず、東北と一味同心して、九国の内を追出し奉るべき由のたまひ遣はされたりければ。是を緒方三郎惟義に下知す、云々」(平家物語八卷、太宰管内志)。

「十月 豊後国の緒方惟栄等、太宰府を攻撃す」(平家物語)。

「此年 飢饉により餓死者数万人に及ぶ」(方丈記)。

「寿永二年(1183)、豊後国住人緒方三郎惟義が平家に背くの故を以って、大夫判官季貞撰津判官守澄は三千余騎を引率し、筑前国高野木庄を発向、一日一夜惟義と合戦」(筑後軍記略)。「されども惟義が方の勢雲霞のごとくに重れば、力及ばで引退く」(平家物語八卷)。

「二年六月十八日 肥後守貞能今日入洛、軍兵僅かに千余騎云々」(吉記)。

「七月廿五日 平宗盛は天皇建礼門院を奉じ、平氏一門を率いて京都より西海に向かう」、「廿八日 源義仲行家入京、法皇は平家追討の宣旨を下す」(玉葉)。

「七月 平氏一門は摂津国福原を経て海路を太宰府に向かう」(吉記)。

「廿六日 平氏一門は安徳天皇を擁して太宰府に到る」(盛衰記)。

「寿永二年九月 山鹿の城にもいまだ御安堵無かりける処に、惟義十万余騎にて押寄すと聞えければ、又取物も取敢ず、山鹿の城をも落させ給ひて、高瀬船に乗移て、豊前国柳と云処へ渡り入らせ給ひけり」(盛衰記三十三卷、平家物語八卷)。

「十月廿日 藤原頼経、緒方惟栄等太宰府を襲う」(玉葉)。

「十月 平氏一門、海路を讃岐国屋島に到る」(玉葉)。

「閏十月一日 平重衡等、備中国水島で源義仲を破る」(玉葉)。

「十一月廿八日 平重衡等、播磨国室山で源行家を破る」(玉葉)。

「元暦元年(1184)、京都郡十鞍山、平氏此の山に城を築きて籠もりけるに、緒方三郎来り攻めければ云々」(豊前志)。

「京都郡松山城、小平大夫吉盛、安徳天皇宇佐行幸の供奉をなせしが、終に赤間関にて入水し亡びぬ。是より緒方の一族守りぬ」(豊前志)。

「京都郡馬岳城、源平戦争の時、豊後緒方の一族緒方九郎平家に叛いて楯籠る」又、同郡塩田城、西八田村にあり、緒方三郎築き一族賀来太郎惟義を置く」(豊前志)。

「壇之浦の合戦の前年、元暦元年、惟栄は義経の命を受け、(繋ぎの城)を築く」即ち、「国東郡芝崎城、宇佐郡高森城、下毛郡犬丸城・大畑城、築城郡塩田城」(加来氏系図)

「益永氏云、大畑城は下毛郡加来村にあり、元暦年中平家追討のためとして源義経此城を作りて暫く在城せるを、其後緒方の一族賀来次郎惟時在城して加来氏と号す、此城は天正十六年に破却せり」(太宰管内志豊前)。

「元暦元年(1184)二月七日 宗盛、天皇を奉じて讃岐国屋島に逃れる」(東鑑)。

「五月三十日 平軍、備前国を襲う、七月 安芸国を襲う」(玉葉)。

「後鳥羽院元暦申辰年(1184) 源平が雌雄を争うの時、豊後国の賊士惟栄惟隆が神殿を破却、之に因り往古の神記神宝等悉く紛失」(薦社大貞八幡社記、太宰管内志豊前)。

「益永氏云、宇佐郡宝森城は高森村にあり、元暦の頃平家追討の為に、緒方三郎惟伊に仰

せて、源義経主の築れたる城なりと云う」(太宰管内志豊前)。

「元暦元年(1184)七月一日 種遠と同婿公綱は大勢を率いて彼の狐坂城に籠らしむる処同六日の暁惟隆。惟栄・惟憲以下の軍兵が狐坂に押寄せ、種遠等を追落せしめ、同日未刻惟隆・惟栄等は彼城より宇佐に向かう、その勢雲霞のごとし云々」、「同年同月九日惟栄等は宇佐を出て同廿七日種遠城井の城に押寄せ、数個日合戦を致すと雖も逼落せざるの間、同八月十八日惟栄以下の軍兵は宇佐に皈れり云々」(宇佐宮記、太宰管内志)。

「 九月二日 平家追討の為、源範頼が京都を出発、山陽道を西下」(百練抄)。

「元暦元年(1184)九月、尾形維義叛く、臼杵松浦等之に応ず」(盛衰記、大日本史、他)。

「元暦元年

九月云々天皇の御腰輿箱崎に奔る、公宮人徒歩で従へり、箱崎より藤原秀遠の山鹿城に遷り、御船で柳浦に至る」(大日本史安徳天皇紀)。

「 同年 山鹿の城にもいまだ御安堵無りける処に惟義十万余騎にて押寄せと聞えければ又取る物も取りおへず山鹿の城をも落させ給ひて高瀬船に乗り移て豊前国柳と云所に入渡らせ給ひけり」(盛衰記卅三卷)。

「元暦元年(1184)、豊後国岡之城を築き是を義経もうけの城とす、夫より豊前国所々に豊後より繋ぎの城として、宇佐郡には宝森の城に家人を籠め置き、下毛郡には犬丸の城に一族佐伯惟貞、同郡野中大畑の城に一族賀来次郎惟興、築城郡塩田の城に一族賀来某、京都郡神田城に長彌大夫坊覚願を籠置て、義経の下向を今や今やと待所に」(両豊記)

「元暦の頃 京都郡松山城の小平太夫平吉盛、安徳天皇宇佐行幸の供奉をなししが、終に赤間関にて入水し、家亡びぬ、是より緒方の一族、長彌太夫坊覚願守りぬ」(豊前志)

「元暦の頃 京都郡馬岳城、源平戦の時、豊後緒方の一族緒方九郎、平家に叛いて楯籠る。後源右大将頼朝、府を鎌倉に置き、九州探題より城番を置く」(豊前志)

「元暦の頃 築城郡西八田村豊田城、緒方三郎築き、一族賀来太郎惟義を置く、其れより賀来氏世々守る」(豊前志)

「元暦の頃 下毛郡犬丸城、豊後緒方三郎惟伊繋の城を所々に築きし時、此の城をも築いて一族大神惟貞を置きき」(豊前志)

「元暦の頃 下毛郡賀来村大旗城、平家を撃たむとて源義経築きき、後緒方の一族賀来次郎惟興城主となりき。惟興より廿二代安芸守統直、黒田に攻められ云々」(豊前志)

「元暦の頃 宇佐郡高森城、豊後緒方三郎惟伊平家を討たむ為に築けり」(豊前志)

「元暦二年(1185)正月十二日、参州は周防より赤間関に到り、平家を攻める為に其所より海を渡ちんと欲せしところ、糧は絶え船は無く、不慮の逗留は数日に及ぶ云々、而して 豊後国住人臼杵次郎惟隆・同弟緒方三郎惟栄は、源家に志すの由、兼ねて風聞を以てするの間、船を彼兄弟に召し豊後国に渡り、博多津に責入るべきの旨、議定あり、仍りて今日参州は周防国に帰る云々」(東鑑四卷、太宰管内志)。

「元暦二年三月廿四日卯刻に、豊前国田浦門司関、長門国壇浦赤間関にて、源平の矢合とぞ定ける云々、平家悉く攻亡し云々」(平家物語十一卷)。

「元歴二年三月 範頼は九国の軍兵を相具して豊前国門司の関に向ひ平家を中に取り籠て互に限とぞ戦ひける」(太平記剣の巻)。

「元歴二年 云々、豊後国住人等船艤して管兵を迎へければ、参河守範頼己以彼国へ人にけり、又三位中将資盛入道並左中将清経朝臣を当国の輩討取て首を範頼の許へ送れり」(源平盛衰記四十二卷)。

「 三月廿九日 平氏追討の事云々、廳の御下文を豊後国住人等の中に下さる、云々、(院廳下 豊後国住人某等、可彌専ら征伐し、遂勲功、期勸賞事) 云々」(東鑑四卷、太宰管内志)。

「 同 廿六日、惟隆・惟栄等、参州の命を含み、八十二艘の兵船を献ず、亦周防国住人宇佐郡木上七郎遠隆は兵粮米を献ず、之に依り参州は纜を解き、豊後国に渡る、云々、 二月一日参州は豊後国に渡る」(東鑑)。

「元歴二乙巳年、三河守源朝臣範頼。平家を追討の為下向。武運長盛として法華八講を修めらる。幣帛を捧げ、並に神馬兵具等之を寄付す」(由原宮古記録、雉城雑誌)。

「 同年二月二日、鎌倉殿の舎弟参河守範頼朝臣は宇佐宮に下着し、同五日奉幣云々、参州は社頭寺院の破損を歎く、云々」(宇佐宮記、太宰管内志)。

「 同年二月十六日、関東の軍兵、平氏追討のため、讃岐国に赴く、延尉義経は先陣をなす云々」(東鑑)。

「元歴二年(1185)二月、参州は豊後国に渡る、又云、文治元年(1185)四月、三河守範頼は 暫く九州に住む、宜しく没官の沙汰をなすべき事、又云、参州は今だに鎮西に在りて、其の管国を狼藉するの間、訴えあるに因り上洛を促す云々」(東鑑四卷、豊後史蹟考)。

「元歴年中、 源平合戦の時、豊後国緒方氏一族九郎なる者、此城に楯籠る。始め心を平家に通じ、後に源家に降参す云々」(豊前軍記略、太宰管内志)。

「元歴二年(1185)正月、平家は長門国赤間関に城を構へ、源氏方範頼は豊前豊後海湊をかため、三月長門国壇之浦で平家を亡す、義経も豊前に渡海せしとか」(両豊記)

「 同年二月朔日、参州征は豊前の敵を征す云々、軍を二つにして其一を山鹿に致し、其一で太宰府を攻む、北条・三浦を前駆と為し、緒方惟義を前登と為す云々」(鎮西要略、太宰管内志)。

「元歴二年三月廿四日 長門門司関に於て、源氏の為に平氏は悉く責落さる、云々。

四月四日、今日、平氏追討の由を言上、多くを生け虜る云々」(百練抄十卷)。

「文治元改元、八月十四日源三位右大将頼朝公は、神領の内、武士の狼藉を停止すべきの旨、御教書を之に賜はる」(由原宮古記録、雉城雑誌)。

「文治元年(1185)十月 臼杵緒方等を配流に処したが、非常の赦を得た」(玉葉)。

「 同年十月十六日 豊後国住人臼杵次郎維隆・緒方三郎維栄等、去年合戦の間、宇佐宮の宝殿を破却し、神宝を押取す、之に依り、配流の官符を下さると雖も、去四日に非常の赦に逢い云々」(東鑑五卷)。

「文治元年(1185)十一月、義経運の極にや、摂津大物の浦にて逆風に吹かへされ、陸奥の方

へ落行しかば、鎌倉より下知として惟義は上野国沼田荘に流罪せらる」(両豊記)。

「文治元年(1185)右大将頼朝は、宇都宮大和守信房を以って、豊前の守護職と為す」(宇都宮系図)。「始め仲津郡城井郷神楽城に数代居る、後築城郡本城村茅切山城に居る」よって城井氏を称す(豊前志)。

「同年、源頼朝は国衙に守護を補い、莊園に地頭を置く、以来郡郷之制は益々廢れり」(新選事蹟通考)。「文治建久の際、頼朝自ら総追捕使となり、国毎に守護を置きしにより、一国に二人の国守を生じ、其公家より置くものを国司と云い、武家より置くものを守護と称へた」(豊後史蹟考)。

「文治二年十一月 惟栄惟隆惟憲を流罪に処す」(玉葉、後愚昧記)

「豊後国住人緒方三郎惟義云々、又義経に同意の由、其の聞え有るに依り、源二位は惟義を以って下野国沼田に配流し畢る」(豊後軍記略、古本九州軍記)。

「建久元年(1190) 緒方三郎惟能は平家追討の功を愁訴するを以って厚免せられ、上州沼田郷より本州豊後佐伯の荘に帰入す」(鎮西要略二卷、太宰管内志)。

「七年六月? 惟栄は上州沼田にて平時政に一書を送る、云々、時政この趣を上聞、頼朝の御赦免ありて、九州に下向云々」(日州高千穂古今治乱記)。

「建久元年惟栄は上州沼田よりの帰途、速見郡山香郷に逗留中、馬上八幡社を勧請、落馬の負傷により卒す、墓は立石村下村米子瀬(今八幡社境内)にありと。(山香郷土史)

以上は、史料に基づいて、緒方惟栄の行動を抄録し、緒方系賀来氏出現の手掛かりを見出そうとしたものであるが、結果は否定的であった。豊前には豊後大神氏系の緒方氏・賀来氏の子孫が居て、戦国時代の史料や戦記によく出てくる。しかし、平安末期の資料が乏しいので、関連した周囲の状況を勘案して、推測を加える他はあるまい。

十二、 豊前の緒方一族

豊前地方には、源平戦時代以来、今も緒方氏・賀来氏の子孫が居る。加来氏の多くは、豊後緒方氏の一族である。以下に、これら氏族の居城を示す。

1、田川郡勾金庄香春城主、豊前緒方氏

保元二年(1157)に太宰大貳となった平清盛が、永暦元年(1160)に帰京するや、清盛の築城した田川郡勾金庄香春岳の鬼ガ岳城に、緒方三郎惟栄及び其の子刑部丞惟時が在城し、更に惟時の子右京進惟世は、之を守り治承元年(1177)に至る(豊前軍記略、太宰管内志、豊前志)とある。惟栄は治承元年まで在城し、惟時は初代城主で、香春城又緒方城と云い、豊前緒方氏の祖であると云う(豊前緒方宗家系図)。

惟栄－惟時－惟世－惟冬－惟貫－(この間略)－惟久－惟甚－惟直－惟正

文治三年惟栄配流の後、豊前守護職となった宇都宮氏に仕えて緒方城を守り、四代目惟貫の時、蒙古襲来あり博多津に築壘、十七代目惟正は天正十五年(1587)宇都宮鎮房の配下に居て、黒田長政と戦い敗れ、以後大河内村に隠棲、その後中津藩主細川忠興の時庄屋となったと云う(渡辺澄夫、緒方三郎惟栄 P149)。「城井闘争記」の宇都宮家臣に緒方帯刀。

2、豊前中島城主賀来惟興

大分県郷土史料集成所収の大神姓阿南系図及び豊後史跡考所収の大神姓系図には、緒方惟栄の弟に豊前中島城主賀来惟興を載せている。中島は、羅漢寺で有名な本耶馬溪町にあり、山国川支流の跡田川に沿った跡田にある。ここは日田、英彦山に通ずる道路に近く、又この東部には信仰の山八面山がある。この八面山の霊場には、菅原道実が宇佐に行く途中立ち寄り、楞田村で野猪に出合った伝承がある。古代の街道は、野中平野の南、三和村付近を通っていた模様である。緒方惟栄が諸情勢を見越して、将来豊前の平家方、特に宇佐八幡宮の宇佐氏を牽制する為に、恐らく、当時は豊後賀来庄に居たであろう弟の賀来惟興を、中島城主として守らせたものと推定される。その時期は、佐伯三郎惟康が賀来庄下司職となった少し前、治承元年～二年頃であろう。

3、繋ぎの城

文治元年、緒方三郎惟栄が、義経に一味して、豊後より「繋ぎの城」として、周防灘に沿って築きたる城に、塩田城・大畑城・犬丸城・高森城・芝崎城及び神田城がある。両豊記緒方三郎惟義配流の段に、「義経云々、惟義一味同心して、九国の勢を催し、豊後国岡城を築き、是を義経設けの城とす。夫より豊前国所々に、豊後国より繋ぎの城として、宇佐郡には宝森の城を築き下毛郡には犬丸の城に一族佐伯惟貞、同郡野中郷大畑の城に一族賀来次郎惟興、築城郡塩田の城に一族賀来某、京都郡神田城に長彌大夫坊覚願を簞置きて、義経の下向を今や今やと待つ所に云々、陸奥の方え落行きしかば云々、」とある（両豊記）。

4、京都郡松山城趾

荻田村に在り、元暦の頃、緒方の一族、長彌太夫坊覚願守りぬ（豊前志、両豊記）。

5、京都郡馬岳城趾

大谷村に在り、源平戦の時、元暦二年春、豊後緒方の一族緒方九郎、平家に叛いて楯籠る（豊前志、太宰管内志）。

6、下毛郡野中郷大簾城（今中津市大字加来にあり）

賀来村にあり、大畑城また加来城と云う。元暦の頃、義経築城し、暫く居る、以後加来次郎惟時在城し、加来氏を号す（太宰管内志）。また賀来次郎惟興在城すと（豊前志）、城主賀来安芸守大神統直は惟義が弟賀来次郎惟興より二十三代当城主云々（両豊記）、惟時より二十一代目国治、弘治二年(1556)大友宗麟に降る。羅漢寺に賀来壱岐守国治銘の笈あり。その後宇都宮氏の配下となり、国治の子安芸守統直は天正十六年(1588)大畑城合戦で黒田氏に攻められて滅ぶ（両豊記、陰徳太平記）。「城井家記」に角田尾城代賀来孫兵衛、「城井闘争記」に加来備前守・加来次郎左衛門・加来藤兵衛の名を見る（太宰管内志）、国治の子孫であろう。両豊記 16 に、天正八年頃宇留津城主加来城主加来孫兵衛惟康とあれば、両城を掛け持ったか。

7、築城郡塩田城

西八田村にあり、元暦の頃緒方三郎築き、賀来太郎惟義を置く、それより賀来氏世々守る（豊前志）、二十五代孫孫兵衛惟康は弘治二年(1566)大友宗麟に下る。

8、築城郡宇留津城（今築上郡築城町宇留津）

天正七年(1579)賀来新外記の子、宇留津城主賀来孫兵衛元邦居る（両豊記、豊前志）、後天正十四年(1586)毛利勢並びに黒田勢より攻め落さる、賀来與次郎一同新右衛門・同孫兵衛・父入道専順等滅ぶ（豊前軍記略、豊前志、両豊記、太宰管内志、西国盛衰記、陰徳太平記、吉川系図）。この秀吉の九州役で、「安西軍策」には、賀来新外記（與次郎）専慶（戦死）は築城郡宇留津城主、賀来孫兵衛尉久盛は専慶の子、賀来源助景勝は専慶の叔父（戦死）とある。（佐田賀来氏系譜では、この三人全慶・久盛・景勝を兄弟としている、誤伝であろう。賀来を加来・香来また覚と書くものあり）

9、築城郡野中城

八田村にあり、英田左近居る、宇留津の城主賀来外記の旗下なり（豊前志）

10、下毛郡犬丸村城（今中津市大字犬丸）

元暦の頃緒方惟栄築き、大神惟貞（一説に賀来三郎惟定）を置く、二十代民部少輔賀来清俊は、天正七年(1579)賀来統直に攻められ、大友に下るも、在城を許さる。天正十六年犬丸民部（宇都宮氏系）守るも、黒田に攻め落さる（豊前志）。

11、下毛郡末広城

永添村（今中津市大字永添）にあり、弘治二年(1566)賀来次郎惟国は、大友宗麟に降る。

12、京都郡神田城

刈田郷は今神田とも寒田とも書く。建武三年の頃、宇都宮大和守配下で加来三郎居る。（太宰管内志）

13、上毛郡緒方村城（今築上郡新吉富村緒方）

宇都宮大和守の家臣緒方帯刀同刑部等居る。後黒田氏より攻め落とされたり（豊前志）。

以上の他、宝森城（宇佐市大字高森）、芝崎城（豊後高田市大字玉津）あり。

13、賀来社・賀来荘

柞原八幡宮を「賀来社」と称した文書の初見は、治承元年の官宣旨（柞原八幡宮文書 27）であることを、2－4で示したが、これらに就いて、もう少し検討を加えてみる。

平安末期～鎌倉時代に掛けて、「賀来社」を使用した文書を拾い出すと、

- 1、治承元年(1177)八月 官宣旨（柞原八幡宮文書 27） 「賀来社」
- 2、嘉祿二年(1226)八月 関東下知状案（柞原八幡宮文書 31） 「賀来社」
- 3、寛喜二年(1230)八月 豊後国司廳宣案（柞原八幡宮文書 32） 「八幡賀来社」
- 4、天福元年(1233)七月 官宣旨案（柞原八幡宮文書 33） 「賀来社」

の如くで、これらは皆、官庁の文書である。これに対し、

- 1、久寿二年(1155)正月 由原宮宮師院清解（柞原八幡宮文書 16）「八幡由原宮」
- 2、久寿三年(1156)六月 由原宮宮師院清解（柞原八幡宮文書 18）「八幡由原宮、由原社」
- 3、保元四年(1159)五月 由原宮宮師院清解（柞原八幡宮文書 19）「八幡由原宮、由原社」
- 4、平治元年(1159)閏五月 地頭紀某下文（柞原八幡宮文書 20）「由原宮」
- 5、長寛二年(1164)十月 由原宮宮師院清解（柞原八幡宮文書 23）「由原宮」
- 6、承安二年(1172)五月 由原宮宮師院清等解（柞原八幡宮文書 26）「八幡由原宮」

7、天福二年(1234)卯月 法橋上人位幸秀寄進状(杵原八幡宮文書 34)「由原社」などの文書では、「八幡由原宮、由原宮、由原社」の呼称が使用されて、「賀来社」の呼称を見ないことは、「賀来社」は官庁側から始まった呼称である、と推定される。八幡由原宮を「ヨロコビキタルのヤシロ」と賛えて、「賀来社」と書いた、と言う伝承は、後に肥後細川藩に仕えた賀来氏によって、前記の如く伝えられている(大友家文書録 2361)、しかし、「禁中様より、勅使を御下し成られ、万 御改めの上にて、八幡宮え御社領成されごさ候に付いて、賀来の社(ヨロコビキタルのヤシロ)由原山八幡宮と相極まり申し候云々」とあるようにこの事が決まった時期は明らかでない。そこで、この時期を検討しよう。

「賀来社、賀来御庄」の初見は、それぞれ治承四年(1177)の官宣旨(杵原八幡宮文書 27)および大春日立並下文(杵原八幡宮文書 28)であり、地名「賀来」の初見は、長寛二年(1164)の由原宮宮師僧院清譲状(杵原八幡宮文書 22)である。この地名「賀来」は、前にも述べたように、久寿二年(1155)以前には黒田里と言われた地域であった。この地名「賀来」は、「賀来社」の御座す荘園として、阿南郷の東部から別れて「賀来御庄」となったことに始まると推定される。

長寛二年(1164)の由原宮宮師僧院清譲状(杵原八幡宮文書 22、前出)は、由原宮宮師職の料田等を嫡子定清に譲る文であるが、これらの料田の所在を示す地名には、笠和・植田・生石迫及び賀来がある。笠和は笠和郷、植田は植田庄であり、生石迫は笠和郷の北部の抜川流域で、後の賀来庄生石村である。又、次に示す正応二年(1289)三月三日の由原宮宮師僧院清譲状(杵原八幡宮文書 46)も同様な文面で、宮師職並びに料田等を嫡子源清に譲るものであるが、これに出て来る地名には、荏隈・笠和・賀来・平丸・植田・生石迫・阿南庄内六郎丸等がある。

「(前略)季供祭文田貳町(荏隈・笠和)最勝講田一町(賀来・平丸)三番仁王講田一町(賀来)

大般若修理田一町(賀来)一番三昧田一町二段(同上)灯油田二町(植田・笠和)

閏月灯油田二段(生石迫)四番仁王講田五段(生石迫 半講)安居田六段(生石迫 平丸)ゝ

大神宝宮行事給田二段半内(一段半平丸 浮免 一段阿南庄六郎丸菅免(以下略))

荏隈・笠和は郷で、植田・賀来は庄である。平丸は阿南郷東部の名で、後に賀来庄に編入されている。従って、長寛二年に見える地名「賀来」は、初期の「賀来御庄」とであると推定される。

かくして、賀来庄従って地名賀来の発生時期は、黒田里と云われていた久寿二年(1155)より長寛二年(1164)迄の十年間に有ると想定される。この間に、保元の乱、平治の乱があり、鎮西では為朝、清盛の影響を大きく受けた時期であった。この頃の豊後国司は藤原頼輔であり、従来の国司とは異なり、父子三代に涉って支配しており、賀来荘の発生とも重要な関係にあったように考えられる。そこで、次は藤原頼輔一族について調べてみる。

十四、 豊後国主藤原頼輔

平安末期の豊後国守は、久安二年頃の源季兼以後、久安五年紀宗広、仁平三年高階清泰、久寿二年藤原忠輔、保元二年源時光と続いて来たが、平治二年正月廿一日藤原頼輔が豊後国守となって以来二十五年間、鎌倉時代の始め迄、頼輔の子頼経孫宗長に至るまでが、豊後国の知行国主・国守となって支配した。このことは、豊後の豪族緒方惟栄と共に、源平戦に大きな影響を与えている。これまでの検討で、賀来荘即ち地名賀来の発生時期は、頼輔が豊後守となった、永暦元年以後の数年間であろう、と推定した。そこで、豊後国司もまた、賀来荘の発生と密接な関係がありそうに思えるので、頼輔等の事蹟を調べてみた。

尊卑分脈から略系を示すと、次のようになっている。

師実(摂関太政 従一位京極殿)－師通(関白 従一位二条殿)－忠教(五男難波流 民部卿正二位 大納言)－頼輔(四男)－頼経－宗長－宗教(刑部卿)

頼輔は民部卿忠教の子、教長の弟なり。永暦中豊後守に任ぜられ、応保仁安の間、太宰小式・皇后宮亮となる。嘉応中刑部卿に拝し、従三位に至る。寿永二年平氏は帝を奉じて太宰府に入る。頼輔子頼経に命じてこれを拒がしむ。文治二年崩ず。頼輔は大鼻なり、人呼びて鼻豊後と云う。(大日本史)

頼経が約二十五年間も豊後の留守所に居て、国務を執ったことは、豊後国の行政に大きく影響を与えたことが考えられる。緒方惟栄等の在地領主等が平家に背いたのは、源為朝の鎮西での行動、その後の平清盛一派の圧政に対する平家方への不満、に加えて、後白河上皇方であった豊後国主藤原頼輔の影響が、大きく関係しているように思える。

宗長は大納言忠教の曾孫、祖父頼輔養いて子とす。父頼経、源行家・義経と交通するに坐し、伊豆に流さる、時に宗長右近衛少将たり。又坐せられ官を罷めらる後、刑部卿従三位に至る。始め父頼輔蹴鞠を藤原成道に学び、少々名称あり、宗長その業を受けて練習すること多年、遂に精妙を究めり。弟雅経と並び上足の称あり。後鳥羽上皇鞠を好み、宗長を以って師となす。上皇鞠を蹴りてまた絶妙、宗長等奉称して蹴鞠長者という(大日本史)。

豊技国主簾庶頼輔

藤原頼輔伝 故正二位行権大納言民部卿中宮大夫忠教入道四男、母賀茂神主成継女

1122 保安三正六 従五位下

1125 天治二正五 従五位下(氏爵)

1127 大治二正廿八 山城守

1136 保延二正五 従五位上

1156 久寿三正六 正五位下

1160 永暦二正廿一 豊後守

1166 永万二二一 辞豊後守以三男頼経任壱岐守(国務猶豊後国也)(豊後国主)

1166 仁安元十一十四 従四位下

1166 同年十二二皇后宮亮

1168 同三三十三 止亮補別当

1168 同年八四 従四位上

1170 嘉応二十二三十 刑部卿

1171 承安元十二八 正四位下

1182 寿永元四十三 従三位

1183 寿永二正二十三 刑部卿兼周防権守、

1185 文治元六十四 讓任刑部卿於男頼経

1186 文治二四五 卒歳 75(尊卑分脈、公卿補任)

藤原宗長伝 入道刑部卿頼経一男、祖父刑部卿頼輔為子

1180 治承四正廿八	叙位(17)	1180 同日	豊後守(父頼経秩満替)、
1183 寿永二四九	右少将	1184 元暦元正六	従五位上、
1184 同年十六	陸奥守	1188 同四十四	正五位下(右近衛少将)、
1189 同五三十一	解官(依頼経有罪科配流也)		

1201 建仁元正六	従四位下	1206 元久三正六	従四位上、
1208 承元二十二九	刑部卿	1209 同三正一三	正四位下
1214 建保二三廿八	従三位	1225 元仁二八廿七	卒歳 62 (尊卑分脈、公卿補任)

藤原頼経伝 父頼輔、子宗長・雅経

1153 仁平三年頃 叙位 (従五位下) (17?)

1160 永暦元一廿一 父頼輔が豊後守となるや目代 (代理) となって下向す (24?)

1166 仁安元二一 壱岐守となったが、豊後にいて父の目代をしていたらしい(30?)

1171 承安元 豊後守 (治承四年の秩満よりの逆算) (35?)

1180 治承四一廿八 秩満豊後守、子宗長ここに譲る (玉葉)、実務は頼経こ今) が執る。

1185 文治元六十一 父頼輔の刑部卿を譲受く (49?)、始め宮内卿四品に叙すも頼輔不同意

1189 文治五三十一 源行家・義経と交通するに坐し、伊豆に流さる (以上玉葉) ((53?))

留守所 (国主の居ない国府の官庁) の在った大分郡には、豊後国一宮八幡由原宮がある。永暦元年、頼輔が豊後守となるや、子の頼経を目代として豊後に駐在せしめ、仕事始めに由原宮の仁王講田等に対して、万雑公事を奉免せしめ、合わせて己の寿福並びに子孫繁昌の賀を祈願し、且つ後白河法皇の宝算を奉祈した模様である。そして、この時の祈願奉祈の祝詞に、由原宮に対して「賀来社」なる尊称を使い、阿南郷東部にあった由原宮の料田地域を荘園化して、始めて「賀来御荘」と称し、平安仮名読みにして「かく」としたものと考えられる。新地名賀来は、留守所での公文書に採用され、公布されて以来、次第に一般化したであろう。

柞原八幡宮文書 26 (前出) は、以上の推測を可能成らしめた、貴重な文書で、平丸辨済使が大般若経修理料田等に対して、建春門院御願寺作料等を重複賦課することを、停止されるように、国衙に請願し、許可されたものである。建春門院は平時信の女滋子で、後白河上皇の女御となられ、応保元年高倉帝をお生みになられた。建春門院は仏教の信仰厚く、最勝光院を創設、承安三年十月に完成している (兵範記、大日本史)。平重盛の妻は時信の女であり、時信の所領を受け継いでいたので、最勝光院の作料を賦課しようとしたものと考えられる。柞原八幡宮文書 26 (前出) の文中で、刑部卿藤原頼輔が、永暦元年(1160) 豊後守としての御任始めに、由原宮に祈願し、これらの料田に対して万難公事を停止したこと等が、記述されている。尚、刑部卿になったのは二年前の嘉応二年である。

「 (前略) 国裁を申請する事、

まさに国恩を蒙り、且つ宝算を祈り奉ることにより、裁免されんと請う。平丸辨済使の為に、大般若修理料田・仁王講田・最勝講田等を、建春門院御願寺作料等として切り宛て、苛責せしむるは、堪え難たきものなり。

右、謹んで旧慣を検するに、件の修理料田・仁王講及最勝講田等に於ては、万難公事を停止し、奉免の事、すでに以って多年に及ぶ。よりてその後或るいは修理を加え、或いは五忍妙文を講じ、御威光を増し奉つり、国史宝算を祈り奉つる事、今に懈怠無し。して今は建春門院御造作料の為に、彼の奉免田等を嫌はず之に切り宛て、苛責せしむるの条、訴訟云々、なかんずく仁王講田に於ては、刑部卿殿（藤原頼輔）の御任始めに、万難公事を停止して、奉免せしむる所なり。これにより御寿福祈願をなし、かつ子孫御繁盛の賀を成す。云々。只この両三町の料田は、まさに国恩を蒙り、且つ宝算を祈り奉ることにより、裁免されんと請い望む、云々、もって解す。（後略）」

建春門院御願寺：承安二年二月三日、建春門院新御堂棟上云々とあり（玉葉）。

承安三年十月廿一日、最勝光院完成（兵範記）、

宝算： 後白河法皇の御歳（この時 46）、

平丸弁済使： 平丸はもと黒田里と言った地名、平丸郡司・平丸地頭などあり、平丸を姓とした借金の取り立て役人であろう。

平皇后諱滋子略伝 兵部小輔平時信女 （大日本記、兵範記、他）

1161 応保元年九月 憲仁親王（高倉帝）を生む、

1166 仁安元年 従三位、

1167 仁安二年一月廿日 後白河院の女御となる（玉葉、百練抄）、

1168 同三年三月廿日 高倉帝即位し皇太后となる（古今著聞集）、

1169 嘉応元年四月十二日 建春門院と号す（公卿補任）、

1173 承安三年十月廿一日 最勝光院を創立（百練抄、元享釈書）、

1176 安元二年六月 后自ら起きざるを知り、院号年官爵封戸を辞す云々（玉葉、吉記）、

1176 同 年七月 法住寺にて崩ず、年三十五、遇々法華三昧堂完成、此に葬る（玉葉）

以上の検討により、「賀来社」と称された時期は、永暦元年(1160)に藤原頼輔が豊後守となり、御任始めに、柞原八幡宮に祈願した時、であり、また「賀来荘」の発生も、この時以後、間もない時期に、領家と国司とによって成立したものと推定される。

十五、 あとがき

以上、賀来荘と賀来氏の発生に就いて、種々の角度から検討を進めてきた。賀来荘と成った土地の領家が、どの様に移り代わり、伝承されて行ったかに就いては、まだ十分な検討は出来ていないが、いつ頃どの様にして造られ、また命名されたかは、ほぼ解明出来たものと考えている。即ち、永暦元年(1160)に、藤原頼輔が豊後守となった時の御任始めに、由原八幡宮に祈願した時、「賀 来 社」（よろこびきたるのやしろ）と賛えてより、由原社を国衙では賀来社（かく社）と称するように成った。由原宮領地の大部分を占める黒田里

周辺の地域（この頃の賀来川は山手側を流れており、條里制の田園は広大であったと考えられる）を、莊園化して賀来庄と称し、領家（恐らく平重盛家）より、当時豊後で有力な豪族であり、家人であった緒方惟栄を通じて、賀来荘下司職或は地頭の補任を打診したものと推定される。

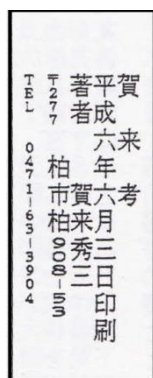
ところで治承三年(1179)に、緒方惟栄の従兄弟である佐伯三郎惟康が、領家（一条家）より下司職を拝領する（柞原八幡宮文書 47、前出）以前に、惟栄の弟賀来惟興が、豊前中島城主と成って、豊前に転出していることを見れば、最初の賀来荘下司職は惟興であったと推定される。柞原八幡宮文書の中に、惟興に関する記録が見えないのは、この頃はまだ、鎮西での平家の勢力は強く、由原宮と下司職との間には、記録に残るような問題は、生じなかった為であろう。

惟興は初めて賀来氏を称したが、治承三年に平重盛が没するや、惟栄の指揮に従って、豊前中島城主となって転出した。惟興は豊前賀来氏の祖で、元暦の頃には大畑城に移り、緒方氏が上毛郡に地名緒方を残したのと同様に、賀来氏もここに地名賀来を残した。

天正時代まで続いた大畑城・宇留津城等の豊前賀来氏は、秀吉の九州出兵に関連して、吉川や黒田勢に滅され、豊前・筑前の各地に散って行った。緒方系賀来氏の跡を受けて、治承三年に賀来荘下司職と成った佐伯三郎惟康は、子息四郎惟頼を派遣し、賀来四郎惟頼と称せしめた。文治三年惟頼は地頭職に補任され、その子惟綱は貞応三年に新補地頭となる。以後賀来荘地頭を代々継承し、永世四年には賀来五郎左衛門尉治綱は、大友親治より大宮司職をも沙汰された。又天文二十一年には賀来八房は宮師職を継ぐなど、大友家に奉仕するかたわら、由原八幡宮とも密接な関係を維持して来た。しかし、朝鮮出兵時の失敗で、文禄三年に大友義統が国除となると、配下の諸氏も所領を奪われた。賀来氏も賀来荘の地頭職等を失い、以後は、細川藩等の藩士として仕える者、帰農して庄屋となる者等、各地に分散して行った。

以上、地名賀来・賀来荘及び賀来氏に就いて、その発生を主体として、検討を進めて来たところ、柞原八幡宮文書を始めとして、平安末期の各種史料のお陰で、どうやら、この解明に一步近付き得たと思っている。まだ不十分な所も多々有り、一読された方のご意見や、新たな志料や史料を拝見出来ることを、期待してやまない。

尚、この賀来考の検討を行う前に、賀来出自検討史料抄を別冊としてまとめてある。



三 官宣旨

(新包紙ウハ書)

「下

左中弁藤原朝臣

高倉天皇

治承元年八月十六日

(裏打紙端裏書)
「高倉院

治承元年

(由原宮)

下 賀來社神官住人等

可_レ令_下早以_二故守高後家次房_一執_中行神田以下所帶_上事、

右以_二件次房_一可_レ令_レ執_中行守高_二之狀_一、所_レ仰如_レ件、神官住人等宜承知不_レ可_二違失_一、故下、

治承元年八月十六日

(重方カ)

左中辨藤原朝臣(花押)

(朱)
「明治十六年迄
七百廿年」

(貼紙)

「十九」

左中弁藤原朝臣判

「